

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

「「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」の一部改正について」の送付について

計 127 枚（本紙を除く）

Vol.713

平成 31 年 3 月 29 日

厚生労働省老健局老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡  
平成 31 年 3 月 29 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」の一部改正について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国有地の減額貸付については、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 9 条及び国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 3 条に基づき、社会福祉法人等における社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設等において、例外的に認められており、具体的な運用等については「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」（平成 27 年 12 月 21 日財理第 4997 号）等において示されているところです。

平成 30 年の地方分権改革提案募集において、介護老人保健施設及び看護小規模多機能型居宅介護を未利用国有地の減額貸付の対象とすることを求める提案がされました。これを踏まえ、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）の中に、「対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものも加えること」等が盛り込まれたところです。今般、この対応として、財務省理財局長より、各財務（支）局長、沖縄総合事務局長に対し、「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」（昭和 48 年 12 月 26 日蔵理第 5722 号）について別添のとおり改正されました。

つきましては、貴部局におかれましても、別添通知の内容を十分御了知の上、貴管内の介護関連施設・事業所等への周知に御協力をお願いします。

なお、特に都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、対象地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県とされております。

## ○ 平成27年12月21日付財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」新旧対照表

新	旧
○介護施設整備に係る国有地の有効活用について  平成27年12月21日 財理第4997号	○介護施設整備に係る国有地の有効活用について  平成27年12月21日 財理第4997号
改正 平成28年3月17日財理第961号 <u>同 30年3月30日同 第1150号</u> <u>同 30年7月2日同 第2242号</u> <u>同 31年3月29日同 第1190号</u>	改正 平成28年3月17日財理第961号 <u>同 30年3月30日同 第1150号</u> <u>同 30年7月2日同 第2242号</u>
財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛  (前文略)	財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛  (前文略)
記 1～2（略）	記 1～2（略）
3 対象施設  別添第1に定める施設を対象とする。なお、当該施設に別添第2に定める施設が合築又は併設される場合は、当該施設を対象施設に含める。	3 対象施設  別添第1に定める施設を対象とする。なお、当該施設に別添第2に定める施設が併設される場合は、当該施設を対象施設に含める。
4～6（略）	4～6（略）
○別添（対象施設一覧） ○別紙様式第1号～5号	○別添（対象施設一覧） ○別紙様式第1号～5号

別添 対象施設一覧			別添 対象施設一覧		
第1			第1		
施設名	根拠法令	特記事項	施設名	根拠法令	特記事項
・特別養護老人ホーム	社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 2 条第 2 項 第 3 号 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5		・特別養護老人ホーム	社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 2 条第 2 項 第 3 号 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5	
・養護老人ホーム	社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号 老人福祉法第 20 条の 4		・養護老人ホーム※	社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号 老人福祉法第 20 条の 4	
・軽費老人ホーム※	社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号 老人福祉法第 20 条の 6	※ケアハウス（介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）又は都市型軽費老人ホームに限る。	・軽費老人ホーム※	社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号 老人福祉法第 20 条の 6	※ケアハウス（介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）又は都市型軽費老人ホームに限る。
・小規模多機能型住宅介護事業の用に供する施設※	社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項、 <u>第 7 項</u>	※看護小規模多機能型住宅介護事業の用に供する施設のうち小規模多機能型住宅介護に係るもののに供する部分も含む。	・小規模多機能型住宅介護事業の用に供する施設	社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項	
・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設（認知症高齢者グループ）	社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項		・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設（認知症高齢者グループ）	社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号 老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項	

・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設※	社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号  ※「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成 13 年 7 月 23 日社援発第 1277 号・老発第 275 号）において基準が示されていることに留意する。」	・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設	社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号
第 2 （略）	○別紙様式第 1 号～5 号（略）	第 2 （略）	○別紙様式第 1 号～5 号（略）

○「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」(昭和48年12月26日蔵理第5722号) 通達 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>○国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">昭和48年12月26日 蔵理第5722号</p> <p>改正 昭和51年 4月 2日蔵理第1491号 同 52年 4月11日 同 第1468号 同 55年 4月10日 同 第1186号 同 57年 6月30日 同 第2169号 同 60年 4月24日 同 第1227号 同 63年 4月21日 同 第1591号 平成 元年 4月 1日 同 第1668号 同 2年 4月 1日 同 第1296号 同 5年 4月 1日 同 第1063号 同 8年 3月14日 同 第 875号 同 11年 4月 1日 同 第1401号 同 11年 9月21日 同 第3638号 同 13年 3月30日財理第1296号 同 14年 3月29日 同 第 981号 同 16年 6月30日 同 第2508号 同 20年 5月 9日 同 第1865号 同 21年12月25日 同 第5594号 同 24年 1月27日 同 第 315号 同 25年 3月26日 同 第1448号</p>	<p>○国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">昭和48年12月26日 蔵理第5722号</p> <p>改正 昭和51年 4月 2日蔵理第1491号 同 52年 4月11日 同 第1468号 同 55年 4月10日 同 第1186号 同 57年 6月30日 同 第2169号 同 60年 4月24日 同 第1227号 同 63年 4月21日 同 第1591号 平成 元年 4月 1日 同 第1668号 同 2年 4月 1日 同 第1296号 同 5年 4月 1日 同 第1063号 同 8年 3月14日 同 第 875号 同 11年 4月 1日 同 第1401号 同 11年 9月21日 同 第3638号 同 13年 3月30日財理第1296号 同 14年 3月29日 同 第 981号 同 16年 6月30日 同 第2508号 同 20年 5月 9日 同 第1865号 同 21年12月25日 同 第5594号 同 24年 1月27日 同 第 315号 同 25年 3月26日 同 第1448号</p>

(新)	(旧)
同 29年 6月30日同 第2273号 同 30年 3月30日同 第1150号 同 30年 7月 2日同 第2242号 <u>同 31年 3月 29日同 第1190号</u>	同 29年 6月30日同 第2273号 同 30年 3月30日同 第1150号 同 30年 7月 2日同 第2242号
大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛	大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛
国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号。以下「措置法」という。）第3条又は第6条の2の規定に基づき、普通財産の減額譲渡又は減額貸付け（以下「減額譲渡等」という。）をする場合のうち、その運用に係る施設の種類及びその減額率等の取扱いについては、下記によることとしたから、通知する。	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号。以下「措置法」という。）第3条又は第6条の2の規定に基づき、普通財産の減額譲渡又は減額貸付け（以下「減額譲渡等」という。）をする場合のうち、その運用に係る施設の種類及びその減額率等の取扱いについては、下記によることとしたから、通知する。
なお、昭和40年3月25日付蔵国有第509号「国有財産特別措置法の規定に基づき普通財産を減額譲渡又は貸付けする場合の取扱いについて」通達は廃止する。	なお、昭和40年3月25日付蔵国有第509号「国有財産特別措置法の規定に基づき普通財産を減額譲渡又は貸付けする場合の取扱いについて」通達は廃止する。
おって、本通達は、減額譲渡の場合は契約日、減額貸付けの場合は減額貸付料の適用始期が <u>平成31年3月29日</u> 以降となる減額率等の取扱いから適用する。	おって、本通達は、減額譲渡の場合は契約日、減額貸付けの場合は減額貸付料の適用始期が <u>平成30年10月1日</u> 以降となる減額率等の取扱いから適用する。
記	記
第1～第5（同右）	第1～第5（略）
別 表	別 表
施設の範囲及び適正規模の認定基準	施設の範囲及び適正規模の認定基準
施設の範囲	適正規模の認定基準
1（同右）	（同右）
施設の範囲	適正規模の認定基準
1（略）	（略）

(新)	(旧)
<p>2. 社会福祉法 第2条にいう 社会福祉事業 の施設</p> <p>1. 社会福祉事業の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（1）及び（2）のとおりとする。</p> <p>特別養護老人ホーム、生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用する事業の施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所（小規模多機能型居宅介護事業に係るもののみ）</u>、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所、老人デイサービスセンター（認知症対応型のみ）、老人短期入所施設（緊急用シートステイのみ）</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉ホーム</p> <p>保育所、小規模保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施</p>	<p>2. 社会福祉法 第2条にいう 社会福祉事業 の施設</p> <p>1. 社会福祉事業の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（1）及び（2）のとおりとする。</p> <p>特別養護老人ホーム、生活困難者に対する無料又は低額な費用で介護保健法にいう介護老人保健施設を利用する事業の施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所、老人デイサービスセンター（認知症対応型のみ）、老人短期入所施設（緊急用シートステイのみ）</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉ホーム</p> <p>保育所、小規模保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施</p>

(新)	(旧)
<p>設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、婦人保護施設、隣保館、生活館</p> <p><u>(注) 生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用する事業の施設については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用する事業について」(平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号)において基準が示されていることに留意する。</u></p> <p>(1) 建物の規模</p> <p><u>① 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</u></p> <p><u>□ 看護小規模多機能型居宅介護事業所（小規模多機能型居宅介護事業に係るもののみ）については、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の6の2に規定するサービスであって、本通達においては、次の(イ)及び(ロ)を合算した面積による。</u></p> <p><u>(イ) 食堂、宿泊施設等の小規模多機能型居宅介護に係る用のみに供されている施設の面</u></p>	<p>設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、婦人保護施設、隣保館、生活館</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 建物の規模</p> <p>事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p><u>(新設)</u></p>

(新)		(旧)	
3～13（同右）	<p>積  <u>(口) 事務所、職員用トイレ等の小規模多機能型住宅介護及び訪問看護の双方の用に供する施設の面積の1／2</u></p> <p>(2) 敷地の規模            (同右)            2 (同右)</p>		<p>(2) 敷地の規模            (略)            2 (略)</p>
別紙1～別紙10 (同右)		別紙1～別紙10 (略)	

## ○介護施設整備に係る国有地の有効活用について

平成 27 年 12 月 21 日  
財 理 第 4997 号

改正 平成 28 年 3 月 17 日財理第 961 号  
同 30 年 3 月 30 日同 第 1150 号  
同 30 年 12 月 26 日同 第 4269 号  
同 31 年 3 月 29 日同 第 1190 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

未利用国有地等の管理処分に当たっては、平成 23 年 5 月 23 日付財理第 2199 号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達（以下「管理処分方針通達」という。）に基づき、個々の財産の特性を踏まえながら、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとしている。

特に社会福祉分野については、優先的売却に加え定期借地権（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 22 条に規定する借地権及び第 23 条第 1 項又は第 2 項に規定する借地権をいう。以下同じ。）による貸付制度を活用した国有地の有効活用を進めることとしており、具体的な取扱いについて、平成 22 年 8 月 27 日付財理第 3644 号「社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体に対する定期借地権の設定について」通達及び平成 23 年 3 月 31 日付財理第 1539 号「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」通達（以下「定借通達」と総称する。）に定めているところである。

引き続き上記の方針に基づき国有地の有効活用を進めていくこととなるが、平成 27 年 11 月 26 日、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられ、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより介護施設等整備を促進することとされたところである。

これを受け、特に都市部における介護施設整備の加速化に資するよう、定期借地権による減額貸付等を実施し、国有地の更なる活用を図るため、管理処分方針通達又は定借通達の規定にかかわらず、下記によることとしたので通知する。

なお、下記に掲げる事項以外の取扱いについては、これらの通達に定めるところによることを念のため申し添える。

## 記

### 1 対象期間

平成 28 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に新規に契約を締結する場合を対象とする。

### 2 対象地域

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

### 3 対象施設

別添第 1 に定める施設を対象とする。なお、当該施設に別添第 2 に定める施設が合築又は併設される場合は、当該施設を対象施設に含める。

### 4 処分等手続き

#### (1) 地方公共団体との連携

都市部における介護施設整備の加速化に資するよう国有地を有効に活用していくためには、地域における介護施設整備の需要や課題を十分把握し、これに的確に対応していくことが必要である。したがって、本通達に基づく処理の効果的な実施に向けて、介護施設整備の促進に資する効果的な情報提供のあり方、事業者の選定方法、国有地の処分等スケジュールなどのほか、街づくりの観点からの他の公的用途との利用調整などについて十分協議を行うなど、対象地域の地方公共団体（以下「対象地方公共団体」という。）との連携の下、適切に進めるよう努めるものとする。

#### (2) 地方公共団体に対する情報提供

対象施設の整備に資するよう、対象地方公共団体に対し、以下のとおり情報提供を行うものとする。

##### イ 情報提供対象財産の選定

対象地方公共団体と協議の上、対象施設の整備に資すると認められる未利用国有地（現に引受けが行われていない場合であっても引受けが決定している国有地を含む。）を情報提供対象財産として選定する。

##### ロ 情報提供の実施時期

上記イにより選定した財産は、原則として、管理処分方針通達記の第 3 の 5 の(3)に規定する取得等要望の受付に先立ち情報提供を行うものとする。

#### (3) 取得等要望の調整

##### イ 対象地方公共団体への情報提供の結果、対象地方公共団体から、当該地方公共団

体における対象施設の整備のための活用を検討したい旨の要望（注）があった場合、当該要望の対象となった財産については、対象地方公共団体と協議の上、管理処分方針通達記の第3の2に規定する個別活用財産とするものとする。

□ 対象地方公共団体における検討の結果、具体的な取得等要望があった場合は、取得等要望書の提出を受け、本通達、管理処分方針通達及び定借通達に定める処分等の手続きを進めるものとし、具体的な取得等要望がない場合は、下記ハに基づき、処分等を進めるものとする。

ハ 上記イの要望がない財産については、管理処分方針通達の規定に基づき、確認文書の送付及び財務局等ホームページへの掲載を行い、処分等を進めることとするが、その際、対象地方公共団体が対象施設の整備のための活用を優先することが望ましいとの意見を有する場合は、取得等要望の受付に当たって、その旨を表示することができるものとする。

（注）対象地方公共団体による利用（借受けし社会福祉法人へ転貸する場合を含む。

以下同じ。）を検討する場合のほか、対象地方公共団体が社会福祉法人を公募等により選定して利用させることを検討する場合を含む。

#### （4）契約締結期限の特例

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他地方公共団体が策定する計画に沿った整備を行うため、処分等相手方への決定通知送付の日から起算して2年を超えて契約を締結する必要があると認められる場合は、その内容を審査のうえ、2年を超えて必要な契約締結期限を定めることができるものとする。

### 5 定期借地権による貸付けの特例

対象地方公共団体又は社会福祉法人を貸付相手方として、対象期間内に対象地域において対象施設の用に供するため新規に定期借地権による貸付契約を締結する場合は、以下の取扱いによるものとする。

#### （1）貸付料

貸付期間の初日から起算して10年間（以下「減額貸付期間」という。）に限り、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条の規定に基づき、定借通達記の7の（1）により算定した貸付料を減額する。

なお、貸付料の算定に当たっては、管理処分方針通達記の第6の2の（2）の規定及び平成14年3月29日付財理第1169号「優遇措置の取扱いについて」通達の規定は適用せず、昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達（以下「減額通達」という。）に定めるところによる。

この場合において、減額通達記の第 1 の 2 の (2) の口に規定する準適正規模の減額率は、5 割として算定するものとする。

(注 1) 貸付料を減額する期間は貸付期間の初日から起算して 10 年間に限るものとし、

当該期間経過後の期間（以下「時価貸付期間」という。）の貸付料については、時価によるものとなることに留意のこと。

(注 2) 地方公共団体が借受けし社会福祉法人に転貸する場合、貸付料は時価によるものとなることに留意のこと。

(注 3) 対象施設に社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設で対象施設以外の施設が併設される場合、当該併設施設に係る貸付料は、時価によるものとなることに留意のこと。

(2) 一時金等の取扱い

イ 契約保証金

契約保証金の納付は要しない。

ロ 前納貸付料

(イ) 上記(1)により貸付料を減額する場合において、貸付料を前納する場合の限度額は、減額措置を行わないとした場合の貸付当初の貸付料年額に貸付期間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下、(ロ)において同じ。）を乗じて得た額を 12 で除して得た額（その額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、(ロ)において同じ。）の 2 分の 1 を限度として、貸付相手方と協議の上定めるものとする。

(ロ) 上記(イ)に基づき前納される貸付料の一部（以下「前納貸付料」という。）は、以下のとおり減額貸付期間と時価貸付期間に按分した上で、各期間における貸付料にそれぞれ毎年均等に充てられるものとする。ただし、毎年の貸付料に充てる額に 1 円未満の端数が生じる場合等必要に応じ、貸付相手方と協議の上、貸付料に充てる金額を調整することができるものとする。

i 減額貸付期間に充当する前納貸付料

$$\text{前納貸付料} \times A / (A + B)$$

ii 時価貸付期間に充当する前納貸付料

$$\text{前納貸付料} \times B / (A + B)$$

(注) 上記 i 及び ii の算式における記号の意味は下記のとおり。

A : 貸付当初の貸付料年額（減額後の額）に減額貸付期間の月数を乗じて得た額を 12 で除して得た額

B : 減額措置を行わないとした場合の貸付当初の貸付料年額に時価貸付期間の月数を乗じて得た額を 12 で除して得た額

### (3) 標準合意書式

- イ 上記(1)により貸付料を減額する場合の貸付契約は、別紙様式第1号国有財産有償貸付合意書（定期借地、用途指定、減額、分割納付（新規用））を標準合意書式として、公正証書により作成することとする。なお、公正証書の作成費用は、借受人の負担とする。
- ロ なお、国有財産有償貸付合意書は、別紙様式第2号国有財産有償貸付合意書送付文書（前納貸付料がない場合）又は別紙様式第3号国有財産有償貸付合意書送付文書（前納貸付料がある場合）と併せて送付するものとする。

### (4) 改定通知

貸付料の改定通知を行う場合には、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達記の第1節の第3の4の(1)の規定にかかわらず、別紙様式第4号改定通知文書（前納貸付料がない場合）又は別紙様式第5号改定通知文書（前納貸付料がある場合）により通知を行うものとする。

## 6 特例処理

本通達により処理することが適当でないと認められる場合には、その事由を付した処理案により理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

### ○別添（対象施設一覧）

- 別紙様式第1号（定期借地、用途指定、減額、分割納付（新規用））
- 別紙様式第2号（国有財産有償貸付合意書送付文書、前納貸付料がない場合）
- 別紙様式第3号（国有財産有償貸付合意書送付文書、前納貸付料がある場合）
- 別紙様式第4号（改定通知文書、前納貸付料がない場合）
- 別紙様式第5号（改定通知文書、前納貸付料がある場合）

別添 対象施設一覧

第1

施設名	根拠法令	特記事項
・特別養護老人ホーム	社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第2項第3号 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5	
・養護老人ホーム	社会福祉法第2条第2項第3号 老人福祉法第20条の4	
・軽費老人ホーム※	社会福祉法第2条第2項第3号 老人福祉法第20条の6	※ケアハウス（介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）又は都市型軽費老人ホームに限る。
・小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設※	社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第5条の2第5項、第7項	※看護小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設のうち小規模多機能型居宅介護に係るもの用に供する部分も含む。
・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 (認知症高齢者グループホーム)	社会福祉法第2条第3項第4号 老人福祉法第5条の2第6項	
・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設※	社会福祉法第2条第3項第10号	※「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用する事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号）において基準が示されていることに留意する。

第2

施設名	根拠法令	特記事項
・老人居宅介護等事業の用に供する施設※	社会福祉法第2条第3項第4号老人福祉法第5条の2第2項	※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の用に供する施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業の用に供する施設に限る。
・老人デイサービスセンター※	社会福祉法第2条第3項第4号老人福祉法第20条の2	※認知症対応型通所介護に係る施設又は介護予防認知症対応型通所介護に係る事業の用に供する施設に限る。
・老人短期入所事業の用に供する施設※	社会福祉法第2条第3項第4号老人福祉法第5条の2第4項 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年6月30日法律第64号）第5条第2項第2号口	※地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく緊急の対応を行うものとして整備される施設に限る。（虐待のほか要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ）

(注1) 第1の複数の施設を合築又は併設により整備した場合についても、本通達の対象施設となる。

(注2) 第1及び第2の施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業（「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。）の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設。

(注3) 第1又は第2の施設に付設される施設内保育施設であって、上記事業の遂行上直接必要と認められるものを含むものとする。

別紙様式第1号（定期借地、用途指定、減額、分割納付（新規用））

国有財産有償貸付合意書

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人〇〇（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく一般定期借地権【又は「第23条第1項」若しくは「第23条第2項」の規定に基づく事業用定期借地権】（以下「本件借地権」という。）の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成〇年〇月〇日までに公正証書により締結する。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量（m <sup>2</sup> ）	備考
	土地		詳細は別紙1のとおり。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年間とする。

2 前項に規定する貸付期間には、原状回復に要する期間を含む。

（減額の根拠及び期間）

第3条 甲は、第2条第1項に定める貸付期間のうち平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの10年間については、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条第1項の規定に基づき、甲の定める基準により減額した貸付料で貸し付ける。

2 平成〇年〇月〇日（減額貸付期間満了日の翌日）以降の貸付料については、第1項に定める減額を行わないものとする。

（借地権の設定等）

第4条 甲は、第1条に定める貸付財産を本契約に定める条件で乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとし、本件借地権を設定する。

2 本件借地権は賃借権とする。

3 本件借地権は、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による期間の延長がなく、また、乙は甲に対し、建物の買取り請求はできない。

4 本件借地権は、法第4条から第8条まで、法第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定は適用しない。

(注) 借地借家法第23条第2項に基づく事業用定期借地（貸付期間：10年～30年未満）の場合には、第4条第4項について以下の条文とする。

4 本件借地権は、法第3条から第8条まで、法第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定は適用されない。

（指定用途）

第5条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおりの用途で自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

（指定期日）

第6条 乙は、平成〇年〇月〇日までに前条で定める用途での一切の工事を完了し、直ちにその用途に供さなければならぬ。

（貸付料）

第7条 貸付料は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。

なお、その適用期間は3年間とする。

3 前項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、前項の規定を準用する。

（前納貸付料）

第8条 乙は、第2条第1項に定める貸付期間における貸付料の一部として金〇円を、甲が定める納付期限までに甲の発行する納入告知書又はその他の方により納付しなければならない。

2 前項の規定により納付する貸付料の一部（以下「前納貸付料」という。）のうち金〇円は第3条第1項に定める減額貸付期間中の貸付料に充てるものとし、残りの金〇円を減額貸付期間満了日の翌日から第2条第1項に定める貸付期間が満了する日までの貸付料に充てるものとする。

なお、前条第1項に規定する期間の貸付料の一部に充てる前納貸付料は、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	前納貸付料
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

#### (貸付料の納付)

第9条 乙は、第7条第1項に定める貸付料から前条第2項の規定による第1年次から第3年次までの前納貸付料を控除した金額を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書又は口座振替により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	円	平成 年 月 日	
	第2回	円	平成 年 月 日	
	第3回	円	平成 年 月 日	
	第4回	円	平成 年 月 日	
	計	円		
第二年次	第1回	円	平成 年 月 日	
	第2回	円	平成 年 月 日	
	第3回	円	平成 年 月 日	
	第4回	円	平成 年 月 日	
	計	円		
第三年次	第1回	円	平成 年 月 日	
	第2回	円	平成 年 月 日	
	第3回	円	平成 年 月 日	
	第4回	円	平成 年 月 日	
	計	円		

2 前項の規定は、第7条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

#### (貸付料の改定)

第10条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第7条及び第8条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の延滞金)

第11条 乙は、甲が定める納付期限までに、第8条に基づく前納貸付料及び第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第26条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第12条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第13条 甲は、第2条第1項に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡ししたものとする。

(瑕疵)

第14条 乙は、貸付財産に別添資料記載の〇〇【地下埋設物・土壤汚染等の瑕疵の内容が明確になるよう記載すること】が存在することを了承したうえ、貸付財産を借り受けるものとする。なお、乙は、本項の瑕疵の存在を理由として、民法第559条において準用する第570条に規定する担保の責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに瑕疵修補請求並びに貸付料の減免請求を行うことができない。【瑕疵が存在しない場合は本項削除】

- 2 乙は、貸付財産に隠れた瑕疵を発見した場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、甲が使用収益に支障があると認めるとき に限り、甲において瑕疵の修補を行うものとする。
- 3 前項の規定に基づき甲において瑕疵の修補を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。
- 4 乙は、第2項【瑕疵が存在しない場合は第1項と修正】の瑕疵の存在を理由として、民法第559条において準用する第570条に規定する担保の責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求を行うことができない。
- 5 乙は、第2項【瑕疵が存在しない場合は第1項と修正】の瑕疵の修補を自ら行った場合において、支出した費用を甲に償還請求しないものとする。
- 6 乙は、第2項【瑕疵が存在しない場合は第1項と修正】の規定に基づき甲において瑕疵の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。
- 7 第2項【瑕疵が存在しない場合は第1項と修正】の規定に基づく甲による瑕疵修補の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、第4項【瑕疵が存在しない場合は第3項と修正】の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができるものとする。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付財産について、第5条に基づき指定用途に供した後、使用目的、利用計画

及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。
- 3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

#### （財産保全義務）

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならぬ。

- 2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

#### （修繕等）

第17条 乙は、貸付財産について修繕又は保存行為（以下「修繕等」という。）を要する箇所が生じた場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、甲が使用収益に支障があると認めるとときに限り、甲において修繕等を行うものとする。

ただし、乙の故意又は過失により修繕等の必要が生じた場合は、その修繕等に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲において修繕等を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。
- 3 乙は、修繕等を要する箇所の存在を理由として損害賠償請求及び貸付料の減免請求を行うことができない。
- 4 乙は、第1項の規定に基づき甲において修繕等を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。
- 5 第1項の規定に基づく甲による修繕等の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、第3項の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができるものとする。

#### （必要費、有益費の償還請求権の放棄）

第18条 乙は、貸付財産に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

#### （実地調査等）

第19条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若

しくは資産の状況について質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙の第5条、第6条又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条第1項に定める貸付期間満了の日まで毎年〇月〇日に、また甲が必要と認めるときは甲がその旨を通知した後速やかに、貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (違約金)

第20条 乙は、第7条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第6条、第15条第1項又は前条第3項及び第4項に定める義務に違反した場合  
金（貸付料年額）円
- (2) 第5条に定める義務に違反した場合 金（貸付料年額の3倍）円
- (3) 第22条第1項に定める義務に違反した場合 金（貸付料年額）円
- 2 乙は、第7条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金は、第7条第2項又は第3項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。
- 3 前2項に定める違約金は、第3条第1項に規定する平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間については、第3条第1項により算定した減額後の貸付料を基に算定し、平成〇年〇月〇日（減額貸付期間満了日の翌日）以降については、減額前の貸付料を基に算定する。
- 4 前3項に定める違約金は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 乙が第1項から第3項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第24条第3項の規定により当該違約金の一部を未経過期間にかかる貸付料及び前納貸付料の全部又は一部と相殺したときは、第1項から第3項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

#### (契約の解除)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は第14条第2項【瑕疵が存在しない場合は第14条第1項と修正】に規定する瑕疵の修補若しくは第17条第1項に規定する修繕等

に過分の費用を要する場合には、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 貸付財産を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 乙は、第2条第1項に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
- 6 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

#### （原状回復）

- 第22条 乙は、第2条第1項に定める貸付期間が満了する日、又は前条の規定により本契約が解除されたときは甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条第1項に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
  - 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求する

ものとする。

- 4 前項に定める金員は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 乙は、第1項に定める貸付財産の原状回復に際して、原状回復に要する費用の償還、その他如何なる名目においても、財産上の請求を一切行うことができない。

(貸付料等滞納時の強制執行)

第23条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

(貸付料の清算)

第24条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料及び前納貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

- 2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料及び前納貸付料には利息を付さないものとする。
- 3 甲は、本契約の解除により、乙が第20条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料及び前納貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第25条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が前条第3項の規定により当該損害賠償額の一部を未経過期間にかかる貸付料及び前納貸付料の全部又は一部と相殺したときは、甲が通知する金額を納付するものとする。

(延滞金の算定)

第26条 本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	$\text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$
-----	--

(本契約にかかる日割計算)

第27条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

(契約内容の公表)

第28条 乙は、本契約締結後、別紙2に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第29条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(公正証書の作成費用)

第30条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

(事前使用の禁止)

第31条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

(裁判管轄)

第32条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇財務局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の合意を証するため本合意書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

貸付人 国

契約担当官〇〇財務（支）局長

借受人 住所（所在地）

氏名（名称）

## 別紙 1

(貸付財産及び付属施設の内訳)

区分	種目	構造	数量	備考

### 記載要領

- 1 本表には貸付財産及び付属する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。
- 2 土地については、地番を備考欄に記載すること。

## 別紙 2

- ・所在地
- ・登記地目
- ・面積
- ・契約年月日
- ・年額貸付料
- ・契約期間
- ・契約相手方名
- ・法人番号
- ・用途
- ・減額貸付の有無
- ・定期借地権の設定の有無
- ・価格形成上の減価要因
- ・都市計画区域
- ・用途地域
- ・建蔽率
- ・容積率

別紙様式第2号（国有財産有償貸付合意書送付文書、前納貸付料がない場合）

文書番号

〇年〇月〇日

殿

〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 ○ ○ ○ ○

国有財産有償貸付合意書の締結について

平成〇年〇月〇日付で貴職（殿）より貸付申請のありました下記1の国有財産にかかる  
標記のことについて、同封した「国有財産有償貸付合意書」を締結しますので、記名押印  
のうえ平成〇年〇月〇日までに2通とも返送願います。

返送を受けた後に国側の押印を行い、合意書1通を改めて送付します。

なお、本貸付にあたっての貸付料等の内容について、下記2、3及び4に記載しております  
ので、予めご確認ください。

記

1. 財産の表示

所 在 地

区分・数量

2. 納付していただく各年次の貸付料

第1年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第2年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第3年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円

3. 各年次の（分割）納付金額及び納付期限

年次	回数	(分割) 納付金額	納付期限
第一年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

第二年次	第1回	円	平成 年月日
	第2回	円	平成 年月日
	第3回	円	平成 年月日
	第4回	円	平成 年月日
	計	円	
第三年次	第1回	円	平成 年月日
	第2回	円	平成 年月日
	第3回	円	平成 年月日
	第4回	円	平成 年月日
	計	円	

#### 4. 違約金額

- (1) 合意書第17条第1項第1号に基づく違約金 円  
 (2) 合意書第17条第1項第2号に基づく違約金 円  
 (3) 合意書第17条第1項第3号に基づく違約金 円

«参考»

#### 貸付料決定額

年次	期間	貸付料決定額	(参考) (減額前の貸付料)
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円

(注) 貸付料決定額は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの 10 年間について  
は、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額し  
た額になります。

納付していただく各年次の貸付料 = 貸付料決定額

#### 納付していただく各年次の貸付料

年次	期間	貸付料納付額
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円

別紙様式第3号（国有財産有償貸付合意書送付文書、前納貸付料がある場合）

文書番号  
○年○月○日

殿

〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 ○ ○ ○ ○

国有財産有償貸付合意書の締結について

平成〇年〇月〇日付で貴職（殿）より貸付申請のありました下記1の国有財産にかかる標記のことについて、同封した「国有財産有償貸付合意書」を締結しますので、記名押印のうえ平成〇年〇月〇日までに2通とも返送願います。

返送を受けた後に国側の押印を行い、合意書1通を改めて送付します。

なお、本貸付にあたっての貸付料等の内容について、下記2、3及び4に記載しておりますので、予めご確認ください。

記

1. 財産の表示

所 在 地

区分・数量

2. 納付していただく各年次の貸付料

第1年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第2年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第3年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円

3. 各年次の（分割）納付金額及び納付期限

年次	回数	(分割) 納付金額	納付期限
第一年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

第二年次	第1回	円	平成 年月日
	第2回	円	平成 年月日
	第3回	円	平成 年月日
	第4回	円	平成 年月日
	計	円	
第三年次	第1回	円	平成 年月日
	第2回	円	平成 年月日
	第3回	円	平成 年月日
	第4回	円	平成 年月日
	計	円	

#### 4. 違約金額

- (1) 合意書第17条第1項第1号に基づく違約金 円  
 (2) 合意書第17条第1項第2号に基づく違約金 円  
 (3) 合意書第17条第1項第3号に基づく違約金 円

#### «参考»

##### ① 貸付料決定額

年次	期間	貸付料決定額 a	(参考) (減額前の貸付料)
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円

(注) 貸付料決定額は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの 10 年間について  
は、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額し  
た額になります。

##### ② 前納貸付料（※別添参照）

年次	期間	前納貸付料 b
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円

納付していただく各年次の貸付料 = 貸付料決定額 a - 前納貸付料 b

納付していただく各年次の貸付料

年次	期間	貸付料納付額
第1年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第2年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円
第3年次	自平成 年 月 日至平成 年 月 日	円

別添

貸付期間中、合意書第8条第2項に基づき、貸付料に充当する前納貸付料は以下のとおりです。

前納貸付料総額	円
---------	---

期間	各期間の総額	各年次の貸付料に 充当する前納貸付料
自平成 年 月 日至平成 年 月 日 (〇年間)	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日 (〇年間)	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日 (〇年間)	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日 (〇年間)	円	円
計	円	

別紙様式第4号（改定通知書、前納貸付料がない場合）

文書番号  
○年○月○日

殿

〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 ○ ○ ○ ○

国有財産貸付料等の改定について

貴職（殿）と平成〇年〇月〇日付で国有財産有償貸付契約を締結した下記1の国有財産について、国有財産有償貸付合意書第7条第1項に定める期間の満了に伴い、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの貸付料及び契約違反の場合における違約金の額を決定しましたので、同合意書第7条第2項の規定に基づき、下記2、3及び4のとおり通知します。

また、貴職（殿）におかれましては、同合意書第15条第1項に基づき、善良な管理者としての注意義務をもって貸付物件の適切な維持保全に努めていただくとともに、同合意書第16条第3項に基づく貸付物件の利用状況等を毎年〇月〇日までに報告していただきますようお願いいたします。

記

1. 財産の表示

所 在 地  
区分・数量

2. 納付していただく各年次の貸付料

第1年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第2年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第3年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円

3. 各年次の（分割）納付金額及び納付期限

年次	回数	(分割) 納付金額	納付期限
第一年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

第二年次	第1回	円	平成 年月日
	第2回	円	平成 年月日
	第3回	円	平成 年月日
	第4回	円	平成 年月日
	計	円	
第三年次	第1回	円	平成 年月日
	第2回	円	平成 年月日
	第3回	円	平成 年月日
	第4回	円	平成 年月日
	計	円	

#### 4. 違約金額

- (1) 合意書第17条第1項第1号に基づく違約金 円  
 (2) 合意書第17条第1項第2号に基づく違約金 円  
 (3) 合意書第17条第1項第3号に基づく違約金 円

《参考》

#### 貸付料決定額

年次	期間	貸付料決定額	(参考) (減額前の貸付料)
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円

納付していただく各年次の貸付料 = 貸付料決定額

#### 納付していただく各年次の貸付料

年次	期間	貸付料納付額
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円

(注1)「違約金額」について、通知する期間に減額措置を行う期間と行わない期間が含まれる場合（第3回改定時）には、適宜修正して使用すること。

(注2)「《参考》貸付料決定額」の表について、以下のとおり注書きを追記等すること。

- ① 第1回、第2回改定時には、以下の事項を記載し、参考欄に減額前の貸付料を記載する。

「(注) 貸付料決定額は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの 10 年間については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になります。」

② 第3回改定時には、以下の事項を記載し、「減額前の貸付料」欄の第2年次及び第3年次に斜線を入れる。

「(注) 貸付料決定額は、第1年次については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になりますが、第2年次以降については、減額を行いません。」

③ 第4回改定時以降は注書きは不要とし、参考欄は削除する。

別紙様式第5号（改定通知書、前納貸付料がある場合）

文書番号  
○年○月○日

殿

〇〇財務（支）局（事務所・出張所）長 ○ ○ ○ ○

### 国有財産貸付料等の改定について

貴職（殿）と平成〇年〇月〇日付で国有財産有償貸付契約を締結した下記1の国有財産について、国有財産有償貸付合意書第7条第1項に定める期間の満了に伴い、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの貸付料及び契約違反の場合における違約金の額を決定しましたので、同合意書第7条第2項の規定に基づき、下記2、3及び4のとおり通知します。

また、貴職（殿）におかれましては、同合意書第15条第1項に基づき、善良な管理者としての注意義務をもって貸付物件の適切な維持保全に努めていただくとともに、同合意書第16条第3項に基づく貸付物件の利用状況等を毎年〇月〇日までに報告していただきますようお願いいたします。

記

#### 1. 財産の表示

所 在 地  
区分・数量

#### 2. 納付していただく各年次の貸付料

第1年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第2年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円
第3年次（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）	金	円

#### 3. 各年次の（分割）納付金額及び納付期限

年次	回数	(分割) 納付金額	納付期限
第一年次	第1回	円	平成 年 月 日
	第2回	円	平成 年 月 日
	第3回	円	平成 年 月 日
	第4回	円	平成 年 月 日
	計	円	

第二年次	第1回	円	平成 年月日
	第2回	円	平成 年月日
	第3回	円	平成 年月日
	第4回	円	平成 年月日
	計	円	
第三年次	第1回	円	平成 年月日
	第2回	円	平成 年月日
	第3回	円	平成 年月日
	第4回	円	平成 年月日
	計	円	

#### 4. 違約金額

- (1) 合意書第17条第1項第1号に基づく違約金 円  
 (2) 合意書第17条第1項第2号に基づく違約金 円  
 (3) 合意書第17条第1項第3号に基づく違約金 円

#### 《参考》

##### ① 貸付料決定額

年次	期間	貸付料決定額 a	(参考) (減額前の貸付料)
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円	円

##### ② 前納貸付料（※別添参照）

年次	期間	前納貸付料 b
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円

納付していただく各年次の貸付料 = 貸付料決定額 a - 前納貸付料 b

##### 納付していただく各年次の貸付料

年次	期間	貸付料納付額
第1年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第2年次	自平成 年月日至平成 年月日	円
第3年次	自平成 年月日至平成 年月日	円

## 別添

貸付期間中、合意書第8条第2項に基づき、各年次の貸付料に充当する前納貸付料は以下（別紙）のとおりです。

前納貸付料総額	円	
期間	各期間の総額	各年次の貸付料に充当する前納貸付料
自平成 年 月 日至平成 年 月 日（〇年間）	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日（〇年間）	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日（〇年間）	円	円
自平成 年 月 日至平成 年 月 日（〇年間）	円	円
計	円	

（注1）「違約金額」について、通知する期間に減額措置を行う期間と行わない期間が含まれる場合（第3回改定時）には、適宜修正して使用すること。

（注2）「参考》貸付料決定額」の表について、以下のとおり注書きを追記等すること。

- ① 第1回、第2回改定時には、以下の事項を記載し、参考欄に減額前の貸付料を記載する。

「（注）貸付料決定額は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの10年間にについては、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になります。」

- ② 第3回改定時には、以下の事項を記載し、「減額前の貸付料」欄の第2年次及び第3年次に斜線を入れる。

「（注）貸付料決定額は、第1年次については、国有財産特別措置法第3条第1項の規定に基づき、国の定める基準により減額した額になりますが、第2年次以降については、減額を行いません。」

- ③ 第4回改定時以降は注書きは不要とし、参考欄は削除する。

○国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて

（昭和48年12月26日  
蔵理第5722号）

改正 昭和51年 4月 2日蔵理第1491号  
 同 52年 4月 11日同 第1468号  
 同 55年 4月 10日同 第1186号  
 同 57年 6月 30日同 第2169号  
 同 60年 4月 24日同 第1227号  
 同 63年 4月 21日同 第1591号  
 平成 元年 4月 1日同 第1668号  
 同 2年 4月 1日同 第1296号  
 同 5年 4月 1日同 第1063号  
 同 8年 3月 14日同 第 875号  
 同 11年 4月 1日同 第1401号  
 同 11年 9月 21日同 第3638号  
 同 13年 3月 30日財理第1296号  
 同 14年 3月 29日同 第 981号  
 同 16年 6月 30日同 第2508号  
 同 20年 5月 9日同 第1865号  
 同 21年 12月 25日同 第5594号  
 同 24年 1月 27日同 第 315号  
 同 25年 3月 26日同 第1448号  
 同 29年 6月 30日同 第2273号  
 同 30年 3月 30日同 第1150号  
 同 30年 7月 2日同 第2242号  
 同 31年 3月 29日同 第1190号

大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号。以下「措置法」という。）第3条又は第6条の2の規定に基づき、普通財産の減額譲渡又は減額貸付け（以下「減額譲渡等」という。）をする場合のうち、その運用に係る施設の種類及びその減額率等の取扱いについては、下記によることとしたから、通知する。

なお、昭和40年3月25日付蔵国有第509号「国有財産特別措置法の規定に基づき普通財産を減額譲渡又は貸付けする場合の取扱いについて」通達は廃止する。

おって、本通達は、減額譲渡の場合は契約日、減額貸付けの場合は減額貸付料の適用始期が平成31年3月29日以降となる減額率等の取扱いから適用する。

## 記

### 第1. 措置法第3条の規定に基づく普通財産の減額譲渡等の取扱い

普通財産の減額譲渡等を行うことができる場合は、措置法第3条に規定する施設（以下「3条施設」という。）のうち、以下に掲げるものとする。

#### イ. 新たに設置する場合

施設整備又は経常的な業務運営に対する国庫補助等が交付されるもの（交付予定を含む。）とする。

（注）「国庫補助等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条に掲げるものをいう（以下、同じ）。

#### ロ. 既に設置されている場合（施設の増改築を含む。）

仮に新たに施設を整備とした場合、施設整備にかかる国庫補助の交付対象となるもの（施設整備時点では国庫補助の対象とならなかったものを含む。）又は経常的な業務運営に対する国庫補助等が交付されるものとする。

なお、この範囲、財産の規模及び減額率については、次に定めるところによる。

#### 1. 3条施設の範囲

3条施設の範囲は、別表「施設の範囲及び適正規模の認定基準」（以下「別表」という。）の「施設の範囲」欄に掲げるものとする。

（注）国有財産特別措置法に規定する施設であることが前提であることから、相手方の利用計画及び減額譲渡等後の利用状況については充分に確認するよう留意する。

#### 2. 土地及び建物の取扱い

##### （1）財産の規模

減額譲渡等を行うことができる財産の規模は、適正規模と準適正規模とし、次により決定する。

適正規模とは、3条施設を維持運営するのに必要な最小規模面積をいう。準適正規模とは、適正規模をこえる場合に、そのこえる部分が必ずしも必要ではないが、

あることが望ましいものであるときの規模面積をいう。

#### イ. 適正規模及び準適正規模

財務（支）局長、沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）が、相手方の事業計画及び事業内容並びに他の同種施設の状況等を勘案のうえ、次に掲げる面積の範囲内で決定する。

この場合、当該施設が主要な施設の敷地と別地に所在するものであっても（例えば同じ学校の校舎で、車道を隔てて別棟が存する場合のように機能的に一体として運用される場合等）、一体として措置法の規定を適用すべき場合があることに留意すること。

##### i. 適正規模

別表の「適正規模の認定基準」により算定した面積

##### ii. 準適正規模

a. 適正規模の5割に相当する面積

b. aのほか、措置法第3条第1項第1号イ、ロ又はチに規定する施設に運動場、作業用地等を付設する場合には、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積

#### ロ. 施設が併置又は併設される場合の取扱い

対象財産が一区画の土地であって、当該土地に2以上の施設が併置又は併設される場合の適正規模及び準適正規模（以下「適正規模等」という。）の計算は、次による。

##### i. 3条施設と3条施設以外が、別棟として併置される場合

3条施設の適正規模等の面積によることとする。

なお、各々の敷地が利用計画図等により明確に敷地面積が区分され、かつ別々に機能していると見られる場合には3条施設の敷地にかかる部分のみが減額の対象となりうること、また、その他の場合には各々の施設ごとの延床面積によりあん分して求められた3条施設の敷地面積に相当する面積のみが減額の対象となりうることに留意すること。

##### ii. 3条施設が、別棟として2棟以上併置される場合

各施設ごとに算定した適正規模等の面積を合算した面積による。

（別添「計算例」I参照）

##### iii. 1棟の建物に、2以上の3条施設が併設される場合

建物全体が、当該建物に併設される各3条施設のうち主たる施設の用に供されるものとして当該主たる施設の算定基準を適用して算定した適正規模等の面積による。

a. 設置者が同一の場合（別添「計算例」II～a参照）

b. 設置者が異なる場合（別添「計算例」II～b参照）

iv. 1 棟の建物に、3条施設とそれ以外の施設とが併設される場合

建物の全体が、当該3条施設の用に供されるものとして仮の適正規模等の面積を計算し、この面積を当該3条施設とそれ以外の施設との延床面積によりあん分した面積による。

(別添「計算例」Ⅲ参照)

ハ. その他の特別の場合の取扱い

i. 既存の3条施設（施設又はその敷地が現在又は過去において国有財産であったか否かを問わない。）を改築又は増築するため普通財産を必要とする場合

改築又は増築後の利用計画及び定員等を基として算定した適正規模等の面積から既存の3条施設の面積を控除した面積による。

この場合、既存の3条施設の面積は、まず、新たに算定した適正規模の面積から控除し、残余がある場合には準適正規模の面積から控除する。

(下記iiのb及びiiiの場合において準用する。)

ii. 既存の3条施設（施設又はその敷地が現在又は過去において国有財産であったか否かを問わない。）を廃止して、同種施設を別の場所に建設するため普通財産を必要とする場合

a. 既存の3条施設又はその敷地が減額譲渡、譲与、減額貸付又は無償貸付の対象となる他の用途に転用される場合には、新たに建設する3条施設について、新設の場合の例によって算定した適正規模等の面積による。

この場合において、既存の3条施設にかかる財産の譲渡又は貸付が行われるときは、その対価及び用途が国における普通財産の処理と同様の基準で行われるものでなければならない。

b. a以外の場合においては、新たに建設する施設について算定した適正規模等の面積から、既存の3条施設又はその敷地の面積を控除した面積による。

iii. 普通財産と相手方保有財産とを一体として3条施設の用に供する場合

3条施設の適正規模等の面積から相手方保有財産（普通財産以外の財産で新たに買収するもの及び借用しているものを含む。）の面積を控除した面積による。

iv. 地形狭長等で単独利用困難な土地を譲渡等する場合については、これら国有地を他の者が利用することは事実上困難であること等を踏まえ、普通財産と一緒に利用する相手方保有財産の大小にかかわらず、適正規模等の面積の範囲内で減額譲渡等をする。

(別添「計算例」Ⅳ参照)

v. 沖縄振興特別措置法第105条の3第2項に規定する交付金（以下、

「沖縄振興交付金」という。) が交付される施設の用に供する場合

3条施設のうち、沖縄振興交付金が交付される施設の用に供する場合については、本交付金の制度趣旨に鑑み、相手方の利用計画による建物の建面積をもって、建物の適正規模とすることができるものとする。

また、敷地の適正規模については、別表の「適正規模の認定基準」により算定するものとし、敷地の規模の定めのない施設については、別表1.(1)に規定する医療法にいう病院・診療所の基準を適用するものとする。

## (2) 減額率

適正規模と準適正規模に区分し、それぞれ次による。

- イ. 適正規模については、5割。
- ロ. 準適正規模については、4割。

## 3. 工作物及び立木竹の取扱い

工作物及び立木竹については、土地又は建物に適用される減額率により次により減額する。

工作物の減額率の決定に当たっては、まず、土地に付随する工作物と建物に付隨し又はこれに類する工作物（注参照）とに区分し、土地に付隨する工作物及び立木竹については、土地に適用される減額率を、建物に付隨する工作物については、建物に適用される減額率を適用する。

なお、当該工作物等の減額率の基礎となる土地又は建物の減額率が2種以上にわたっている場合（例えば、5割減額、4割減額と時価）には、土地又は建物の減額率別の価格に対応する減額前の評価額の減額率別の構成割合によって、工作物等の評価額を価格あん分し、それぞれに所定の減額割合を乗じて算定する。

（別添「計算例」V参照）

（注） 土地に付隨する工作物とは、土地に付隨して土地の効用を保持し、又はその効用を高めている工作物で例えば、土留、土壘、舗床、貯水池、貯槽等をいい、建物に付隨する工作物とは、建物に付隨して建物の効用を保持し又はその効用を高めている工作物で、例えば、照明装置等をいう。

## 第2. 措置法第6条の2の規定に基づく土地の減額譲渡の取扱い

措置法第6条の2第1項の規定に基づき普通財産の処分を行う場合において、同項第1号又は第2号に掲げる建物を取りこわして、その敷地に設置することができる施設の範囲、減額譲渡と/orすることができる敷地の規模及び減額率は次に定めるところに

よる。

## 1. 施設の範囲

施設の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設（児童遊園、共同浴場、集会場及び管理事務所を含む。以下「住宅施設」という。）
- (2) 公共の用に供する施設（以下「公用施設」という。）
- (3) 住宅施設又は公用施設と同一の建物に、あわせて建設する店舗及び事務所の施設（以下「関連施設」という。）

(注) ① 公用施設とは、学校、病院、公民館、社会福祉事業施設、公園、緑地、公共駐車場及び自動車ターミナル等住民の福祉を増進する目的でその利用に供するため、地方公共団体が設置し、管理するものをいう。

② 関連施設とは、日用品の販売のための店舗、区役所の出張所、郵便局及び電気、ガス又は水道事業者のサービスセンターの事務所等住宅施設又は公用施設の設置に関連して必要となる施設をいう。

③ 1の各号に掲げる施設のうち、店舗、郵便局のようにその運営が当該敷地を譲渡する地方公共団体以外の第三者によって行われる場合には、当該地方公共団体が関連施設を建設し、これを当該第三者に賃貸借又は使用貸借等により使用又は収益させるときに限り、当該敷地を減額譲渡することができる。

④ 敷地が、1の各号に掲げる施設の用に供される場合において、その具体的用途からみて、当該敷地を譲渡する地方公共団体に対し、他の法令の規定に基づき無償貸付又は譲与することができるときは、当該用途に供する敷地を、当該地方公共団体に対し、他の法令の規定を適用して無償貸付又は譲与することができる。

## 2. 敷地の規模及び減額率

減額譲渡することができる敷地の規模及び減額率は次による。

- (1) 住宅施設及び公用施設（他の法令の規定に基づき、減額譲渡等又は無償貸付を行うことができるものに限る。）の用に供される敷地

イ. 第1の2の(1)に準じて算定した適正規模（別表の「施設の範囲」欄に掲げられていない施設については、事業計画及び事業内容等を勘案のうえ、財務局長等が適正規模に相当すると認めた規模）の敷地については、7割。

ロ. イ以外の敷地については、6割。

- (2) (1)以外の施設の用に供される敷地については、6割。

(注) 工作物のうち土地に付随するもの及び立木竹については、第1の3に準じて取扱うものとする。

### 3. 売買契約の特約

平成13年3月30日付財理第1298号「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」通達別紙第2標準契約書式第3号書式及び第8号書式については、次の例により、一部修正のうえ使用するものとする。

#### (指定用途)

第 条 乙は、売払申請書に添付した事業計画書及び利用計画書に定めるとおり、平成 年 月 日付 契第 号で別に譲与契約する建物（以下「譲与建物」という。）を取りこわして、売買物件を住民に賃貸する目的で経営する住宅及び学校、病院、公園その他の公共の用に供する施設並びにこれらの施設の設置に関連して必要となる事務所及び店舗の用（以下「指定用途」という。）に自ら供し、又はこれらの施設の運営を乙以外の者によって行われる場合には、当該乙以外の者をして指定用途に供させなければならない。

#### (指定期日)

第 条 乙は、売買物件をそれぞれ次に定める期日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供し、又は供させなければならない。

イ 土地 m<sup>2</sup>（別添利用計画図のA地区） 平成 年 月 日まで

ロ 土地 m<sup>2</sup>（別添利用計画図のB地区） 平成 年 月 日まで

：

ホ 土地 m<sup>2</sup>（別添利用計画図のE地区） 平成 年 月 日まで

#### (譲与契約する建物に居住している者の収容)

第 条 乙は、譲与建物の居住者を売払申請書に添付した事業計画書に記載したとおり売買物件に建設する住宅施設に収容し、又は他の住宅施設へ移転させるための必要な措置を平成 年 月 日までに、とらなければならない。

2 乙は、前項の収容等の措置が完了するまで毎年1回その状況を甲に報告しなければならない。

（注）措置法第6条の2の規定を適用して、普通財産の処理をしようとする場合には、国有財産特別措置法施行令第6条の規定により、申請書に、当該居住用建物の取りこわしについての居住者等の同意書及び取りこわす建物に居住している者の収容等の計画書等を添付させることになっているので留意する。

### 第3. その他

措置法第3条の規定に基づき減額貸付中のもので、施設が充足したことにより、施設整備費又は経常費にかかる国庫補助の対象から除外されたもの（老人福祉センター、児童遊園、公民館、公立図書館、公立博物館等）については、原則として、国庫補助の対象から除外された時点で適用されていた適正規模等の面積を引き続き適用するものと

する。

ただし、施設の増改築、相手方保有面積の拡大、収容定員の変更等により、適正規模等の面積について縮小が認められる場合には、相応の適正規模等の面積の引き下げを行うものとする。なお、反対に、適正規模等の面積について拡大が認められる場合には、適正規模等の面積の引き上げは行わず、前段のとおり適正規模等の面積を適用することに留意すること。

(注) ここでいう減額貸付中のものとは、現に措置法第3条の適用を受けるものであり、関係法令の改正により、措置法第3条の対象外となった施設は原則としてその時点で直ちに時価貸付けに移行することに留意すること。

#### 第4. 特例処理

この取扱要領により処理することが適當でないと認められる場合には、その理由を付して、理財局長の承認を受けなければならない。

#### 第5. 経過措置

##### 1. 措置法第3条の規定に基づき減額貸付中のものの取扱い

原則として、次の貸付料改定期までは、従前の例によるものとする。ただし、事業計画及び利用計画等の変更により貸付料が変更になるものについてはこの限りではない。

なお、減額貸付けは、貸付料増額の可能性がある契約であることから、新規貸付け時及び貸付料改定期において、次の貸付料改定期に貸付料が増額する可能性があることを貸付相手方に対し周知すること。

##### 2. 時価貸付中のもので、措置法第3条の規定に基づく減額貸付ができることとなるものの取扱い

相手方の申請をまって、次の貸付料改定期までの間に減額貸付契約に変更するものとする。

別 表

施設の範囲及び適正規模の認定基準

施設の範囲	適正規模の認定基準						
1. 医療施設等 (1) へき地診療所	<p>(適正規模算定に当たっての留意点)</p> <p>適正規模の算定に当たっては、処分等相手方から事業計画書、利用計画書、利用計画図等に加え、当該相手方が所管大臣等に国庫補助金を申請する際の申請書類等の写し及び補助金算定の根拠となる資料（当該補助金に係る交付要綱、関係法令の写し等）等を提出させ、適正規模を算定するものとする。</p> <p>その際、必要に応じて相手方に対し利用計画にかかるヒアリングを行う等十分に内容を審査のうえ、適正規模を決定するものとする。なお、相手方が当初の事業計画及び利用計画の提出以降において変更が生じた場合には、その都度、報告を受けるようにし、対象施設以外の施設を誤って減額対象としないようすること。</p> <p>1. 建物の規模 (1) 診療部門</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 無床の場合</td> <td>160m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ロ 有床の場合</td> <td>5床以下 240m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6床以上 760m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医師住宅 80m<sup>2</sup> (3) 看護師住宅 80m<sup>2</sup></p> <p>(注) 上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エッカス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>敷地の適正規模については、以下により算出することとする。</p> <p>当該地域に関する都市計画において、建築面積の敷地面積に対する割合が、3／10、4／10、5／10、6／10、7／10又は8／10のいずれかに定められることとなっているので、当該敷地の適正規模は、その逆数を当該施設</p>	イ 無床の場合	160m <sup>2</sup>	ロ 有床の場合	5床以下 240m <sup>2</sup>		6床以上 760m <sup>2</sup>
イ 無床の場合	160m <sup>2</sup>						
ロ 有床の場合	5床以下 240m <sup>2</sup>						
	6床以上 760m <sup>2</sup>						

	<p>の建面積に乘じたものとし、具体的な取り扱いについては、次の区分によること。</p> <p>(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域又は工業専用地域内に建物を建設する場合</p> $\text{当該施設の建面積} \times \left( \begin{array}{l} 10/3, \\ 10/4, \\ 10/5, \\ \text{又は } 10/6 \end{array} \right)$ <p>(2) 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域内に建物を建設する場合</p> $\text{当該施設の建面積} \times 10/6$ <p>(3) 近隣商業地域又は商業地域内に建物を建設する場合</p> $\text{当該施設の建面積} \times 10/8$ <p>(4) 用途地域の指定のない区域内に建物を建設する場合</p> $\text{当該施設の建面積} \times \left( \begin{array}{l} 10/3, \\ 10/4, \\ 10/5, \\ 10/6, \\ \text{又は } 10/7 \end{array} \right)$ <p>(特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し都市計画地方審議会の議を経て定める建蔽率の逆数)</p> <p>(5) 上記(1)～(4)の適用について次の(イ)・(ロ)のいずれかに該当する場合は、それぞれの算式の分母に1を加えたものに建物建面積を乗ることとし、いずれにも該当する場合は、それぞれの算式の分母に2を加えたものに建物建面積を乗ることとする。</p> <p>(イ) 近隣商業地域及び商業地域外で、かつ、防火地域内において耐火建築物を建設する場合</p> <p>(ロ) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定する地域内において建物を建設する場合</p>
--	---

	<p>(6) 近隣商業地域及び商業地域内で、かつ、防火地域内において耐火建築物を建設する場合</p> <p style="text-align: center;">当該施設の建面積 × 10／10</p> <p>(注) ここでいう「当該施設の建面積」とは、相手方の利用計画による建物の建面積と上記1によって算定した建物の適正規模の面積のいずれか小さい方の面積を指す。</p> <p>この場合、土地の位置・環境・規模等からみて、あるいは施設の性格からみて建物の高度化が可能と思われるものについては、容積率等を考慮し当該土地の利用計画において、十分配慮するものとする。</p> <p>(算定例)</p> <p>a 本通達による建物の適正規模の面積 1, 000 m<sup>2</sup></p> <p>b 相手方の利用計画による建面積 900 m<sup>2</sup></p> <p>c 建蔽率80% の場合</p> <p>a&gt;b であり、「当該施設の建面積」は900 m<sup>2</sup></p> <p>したがって、当該敷地の適正規模は、  <math display="block">900 \text{ m}^2 \times 100 / 80 \text{ (建蔽率の逆数)}</math>  <math display="block">= 1, 125 \text{ m}^2</math></p> <p>(2) 過疎地域等 特定診療所</p> <p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 診療部門 160 m<sup>2</sup>  (2) 医師住宅 80 m<sup>2</sup>  (3) 看護師住宅 80 m<sup>2</sup></p> <p>(注) 上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>(3) 臨床研修病院</p> <p>1. 建物の規模 500 m<sup>2</sup></p>
--	--

	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(4) へき地医療拠点病院	<p>1. 建物の規模            (1) 診療部門 <math>1,000\text{m}^2</math>            (2) 医師住宅 1戸当たり <math>80\text{m}^2</math>            (ただし2戸を限度とする。)            (注) 上記診療部門の面積には、検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等が含まれている。</p>
(5) 産科医療機関施設	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模            (1) 診療部門 <math>194\text{m}^2</math>            (2) 宿泊施設 室数 × <math>40\text{m}^2</math>            (ただし2室を限度とする。)            (注) 上記診療部門の面積には、分娩室、病室等が含まれている。</p>
(6) 分娩取扱施設	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模            (1) 分娩室、病室、入所室等 <math>194\text{m}^2</math>            (2) 宿泊施設 室数 × <math>40\text{m}^2</math>            (ただし2室を限度とする。)</p>
(7) 死亡時画像診断システム等施設	<p>1. 建物の規模 <math>60\text{m}^2</math></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(8) 精神科病院	<p>1. 建物の規模 1病床当たり <math>25.0\text{m}^2</math></p>

	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(9) 精神保健福祉センター	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) A級（施設規模<math>825\text{m}^2</math>以上かつ、都道府県人口規模 300万人以上）<math>825\text{m}^2</math></p> <p>(2) B級（A級以外）<math>408\text{m}^2</math></p>
(10) 精神科デイ・ケア施設	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 独立施設型 定員1人当たり<math>16.3\text{m}^2</math></p> <p>(2) 病院付設型（認知症デイ・ケア施設含む） 定員1人当たり<math>11.3\text{m}^2</math></p>
(11) 多剤耐性結核専門医療機関	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p>
(12) エイズ治療拠点病院	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p>
(13) 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p>

機関	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(14) 第二種感染症指定医療機関	<p>1. 建物の規模 1病床当たり 15.0 m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(15) 感染症外来協力医療機関	<p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(16) 精神科救急医療センター	<p>1. 建物の規模 1病床当たり 25.0 m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(17) 新型インフルエンザ患者入院医療機関	<p>1. 建物の規模 1病床当たり 15.0 m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(18) 休日夜間急患センター	<p>1. 建物の規模 (1) 人口10万人以上の場合 150 m<sup>2</sup> (特別に必要がある場合は、300 m<sup>2</sup>を限度。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 100 m<sup>2</sup> (特別に必要がある場合は、200 m<sup>2</sup>を限度。)</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(19) 病院群輪	<p>1. 建物の規模</p>

	<p>番制病院及び 共同利用型病 院</p> <p>150m<sup>2</sup> (特別に必要がある場合は、300m<sup>2</sup>を限度。) (心臓病専用病室 (CCU) を整備する場合は、1床当たり (2床を限度) 15m<sup>2</sup>を加算。) (脳卒中専用病室 (SCU) を整備する場合は、1床当たり (2床を限度) 15m<sup>2</sup>を加算。)</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(20) 救急救命 センター	<p>1. 建物の規模 2, 300m<sup>2</sup> (30床未満の場合は、1床当たり30m<sup>2</sup>を減。) (脳卒中専用病室 (SCU) を整備する場合は、1床当たり (4床を限度) 15m<sup>2</sup>を加算。) (小児救急専門病床 (小児専門集中治療室) を整備する場合 は、1床当たり (6床を限度) 15m<sup>2</sup>を加算。) (心臓病専用病室 (CCU) を整備する場合は、1床当たり (4床を限度) 15m<sup>2</sup>を加算。) (重症外傷専用病室 (重症外傷用集中治療室) を整備する場合 は、1床当たり (4床を限度) 15m<sup>2</sup>を加算。)</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(21) 小児救急 医療拠点病院	<p>1. 建物の規模 150m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(22) 小児初期 救急センター	<p>1. 建物の規模 300m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(23) 小児集中	<p>1. 建物の規模</p>

	<p>治療室</p> <p>1床当たり 20m<sup>2</sup></p>
	<p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(24) 小児医療施設	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 1,300m<sup>2</sup></p> <p>(2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 800m<sup>2</sup></p> <p>(3) 小児総合病院 4,000m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(25) 周産期医療施設	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 500m<sup>2</sup></p> <p>(2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 300m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(26) 地域療育支援施設	<p>1. 建物の規模</p> <p>1床当たり 130m<sup>2</sup></p> <p>(10床を限度。)</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(27) 共同利用施設	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 特殊診療棟 300m<sup>2</sup></p> <p>(2) 開放型病棟</p> <p>耐火構造 1床当たり 13.88m<sup>2</sup></p> <p>ブロック・木造 1床当たり 12.56m<sup>2</sup></p> <p>(50床を限度。)</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(28) 医療施設	<p>1. 建物の規模</p>

近代化施設  (29) 不足病床 地区病院  (30) 基幹災害 拠点病院  (31) 地域災害 拠点病院  (32) 腎移植施設	<p>(1) 病院</p> <p>イ. 1床ごとの病室面積を6.4m<sup>2</sup>以上かつ1床当たりの病棟面積を18m<sup>2</sup>以上確保する場合  <math>25\text{ m}^2 \times \text{ 整備後の整備区域の病床数}</math></p> <p>ロ. 1床ごとの病室面積を5.8m<sup>2</sup>以上かつ1床当たりの病棟面積を16m<sup>2</sup>以上確保する場合  <math>22\text{ m}^2 \times \text{ 整備後の整備区域の病床数}</math></p> <p>(2) 診療所</p> <p>イ. 無床の場合 160m<sup>2</sup></p> <p>ロ. 有床の場合</p> <p>①5床以下の場合 240m<sup>2</sup></p> <p>②6床以上の場合 760m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模            へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 耐火構造 1病床当たり 21.00m<sup>2</sup></p> <p>(2) ブロック・木造 1病床当たり 18.84m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模            へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模  <math>2,300\text{ m}^2</math></p> <p>2. 敷地の規模            へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模  <math>2,300\text{ m}^2</math></p> <p>2. 敷地の規模            へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模  <math>100\text{ m}^2</math></p>
--	---

	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(33) 特殊病室	<p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(34) 肝移植施設	<p>1. 建物の規模 <math>100\text{ m}^2</math></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(35) 治験施設	<p>1. 建物の規模            (1) 治験専門外来 <math>100\text{ m}^2</math>            (2) 治験管理部門 <math>75\text{ m}^2</math></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(36) 病児・病後児保育施設	<p>1. 建物の規模 利用(増加) 定員1人当たり <math>7.2\text{ m}^2</math></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(37) 特定地域病院(改築)	<p>1. 建物の規模            (1) 病棟 既存病床数 <math>\times 30\% \times 13.88\text{ m}^2</math> (一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数 <math>\times 13.88\text{ m}^2</math>を差し引いた面積を限度。)            (2) 診療棟 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p>

	<p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(38) 地震防災 対策医療施設 耐震整備事業 の用に供する 施設	<p>1. 建物の規模 2, 300m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(39) 医療施設 等耐震整備事 業の用に供す る施設	<p>1. 建物の規模 2, 300m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(40) 医療機器 管理室	<p>1. 建物の規模 80m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(41) 内視鏡訓 練施設	<p>1. 建物の規模 訓練者数 × 30m<sup>2</sup> (1, 000m<sup>2</sup>を限度。)</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(42) 医療施設 等災害復旧費 補助金対象施 設	<p>医療施設等災害復旧費補助金対象の施設のうち次の施設の建物 及び敷地の規模については、下記（1）及び（2）のとおりとする。</p> <p>公的医療機関施設、へき地診療所、救急救命センター、病院 群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医 制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日 夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療 所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療セン</p>

	<p>タ一、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、救急医療情報センター</p> <p>(1) 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>(2) 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 社会福祉事業の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（1）及び（2）のとおりとする。</p> <p>特別養護老人ホーム、生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用する事業の施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（小規模多機能型居宅介護事業に係るもののみ）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、老人デイサービスセンター（認知症対応型のみ）、老人短期入所施設（緊急用ショートステイのみ） 救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉</p>
<p>(4 3) 介護老人 保健施設</p> <p>2. 社会福祉法第 2条にいう社会 福祉事業の施設</p>	

	<p><b>ホーム</b></p> <p>保育所、小規模保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、婦人保護施設、隣保館、生活館</p> <p>(注) 生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用する事業の施設については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用する事業について」(平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号)において基準が示されていることに留意する。</p> <p>(1) 建物の規模</p> <p>イ. 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>ロ. 看護小規模多機能型居宅介護事業所（小規模多機能型居宅介護事業に係るもののみ）については、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の6の2に規定するサービスであって、本通達においては、次の(イ)及び(ロ)を合算した面積による。</p> <p>(イ) 食堂、宿泊施設等の小規模多機能型居宅介護に係る用のみに供されている施設の面積</p> <p>(ロ) 事務所、職員用トイレ等の小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の双方の用に供する施設の面積の1／2</p> <p>(2) 敷地の規模</p> <p>へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>2. 社会福祉事業の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記(1)及び(2)のとおりとする。</p> <p>小型児童館、児童センター、放課後児童健全育成事業の施設</p> <p>(1) 建物の規模</p> <p>イ. 小型児童館 217.6 m<sup>2</sup></p>
--	--

<p>3. 学校教育法第1条に規定する学校の施設等            (幼稚園            小学校            中学校            義務教育学校            高等学校            中等教育学校            特別支援学校            大学            短期大学            高等専門学校            学校給食施設)</p> <p>4. 職業能力開発促進法第16条第1項又は第2項の規定により設置される職業</p>	<p>(都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等においては、163.2 m<sup>2</sup>)</p> <p>(注) 上記小型児童館の面積には、集合室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備が含まれている。</p> <p>□. 児童センター 336.6 m<sup>2</sup>            (大型児童センターにあっては、500 m<sup>2</sup>)</p> <p>(注) 上記児童センターの面積には、集合室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備のほか、大型児童センターにあっては、スタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備、社会参加活動の拠点として活用するための設備等が含まれている。</p> <p>ハ. 放課後児童健全育成事業の施設            1人当たり 1.65 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 敷地の規模            へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>建物及び敷地の規模については、別紙1から9までに定めるところによる。</p> <p>(学校施設の規模算定に当たっての留意点)</p> <p>① 公立学校施設の建物の適正規模については、各施設にかかる施設台帳が整備されているものについては、台帳記載の必要面積を適正規模とすることができる。            なお、この場合次の③の修正は行わない。</p> <p>② 校舎、寄宿舎、運動場等複数の種類の施設が一画地に設置される場合の敷地の適正規模の算定は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 各施設ごとの土地使用面積が既存の実測図等により明確に区分できるものについては、当該各施設ごとにそれぞれ適正規模面積を算定する。</li> <li>ii ) 各施設ごとの土地使用面積が明確に区分できないものについては、それぞれの施設にかかる敷地の適正規模面積の合計として差支えない。</li> </ul>
---	--

能力開発校等の施設 (職業能力開発校) 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発促進センター 障害者職業能力開発校)	<p>③ 学校敷地内に設置される水泳プール、武道場、クラブハウス等3条施設以外の学校施設については、適正規模算定にあたり考慮しないものとする。</p> <p>④ 大学の学部が分散して所在している場合において、研究・設備・設置地域等の理由により独立性の強い特定の学部(医学部、農学部等)が、本部施設及び厚生施設を除き他の学部との共用施設を有していないときは、当該特定の学部を一の学校施設とみなして学部単位で適正規模面積を算定して差支えない。</p> <p>⑤ 児童・生徒・学生数、学級数については、直近の5月1日時点のものとする。ただし、新設の場合は、定員とする。</p>								
5. 更生保護事業法第2条にいう更生保護施設	<p>1. 建物の規模 職業能力開発校等の適正規模については、別紙10に定めるところによる。</p> <p>2. 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。 なお、屋外実習場を整備する場合は、別紙10に定める面積を加算できるものとする。</p>								
6. 農業改良助長法第7条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設(農業大学校等)	<p>1. 建物の規模</p> <table> <tr> <td>(1) 収容施設</td> <td>収容定員1人当たり 27.7m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収容定員1人当たり 4m<sup>2</sup>加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(被保護者の集団処遇のための専用の集会</td> </tr> </table>	(1) 収容施設	収容定員1人当たり 27.7m <sup>2</sup>		(被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合)		収容定員1人当たり 4m <sup>2</sup> 加算)		(被保護者の集団処遇のための専用の集会
(1) 収容施設	収容定員1人当たり 27.7m <sup>2</sup>								
	(被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合)								
	収容定員1人当たり 4m <sup>2</sup> 加算)								
	(被保護者の集団処遇のための専用の集会								

	<p>室を被保護者の処遇のために地域住民等を活用する地域交流室として使用する場合</p> <p>収容定員 1人当たり 5 m<sup>2</sup>加算)        (個室を整備する場合        1室当たり 2. 9 m<sup>2</sup>加算)</p> <p>(2) 職員宿舎 入居職員 1世帯当たり 5 5 m<sup>2</sup></p> <p>2. 敷地の規模        へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>1. 建物の規模        事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>7. 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設</p> <p>(1) 公営住宅法にいう公営住宅</p> <p>2. 敷地の規模</p> <p>(1) 教育及び宿泊関係建物（寄宿舎施設を除く）の敷地については、上記 1 の延面積の 3 倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。</p> <p>(2) 寄宿舎の敷地        上記 1 の延面積の 2 倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。</p> <p>(3) 農場用地        農場用地の面積は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を定める。</p> <p>(2) 住宅地区改良法にいう改良住宅</p> <p>1. 建物の規模        建物の規模については、公営住宅法に基づき計画・整備される公営住宅及び共同施設の規模とする。</p>
--	---

<p>(3) 公営住宅に 準じて経営す る住宅施設</p> <p>8. 公害の防止の ために必要な事 業に係る施設 (廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律(昭 和45年法律 第137号) 第2条第1 項に規定する 廃棄物の処理 施設(ごみ処 理施設及びし 尿処理施設を 除く。))</p> <p>9. 一般の利用に 供するためのス ポーツ施設 (1) 体育館</p>	<p>2. 敷地の規模 敷地の規模については、上記1の建物の建面積に20分の1 00を乗じたものとする。 なお、共同施設のうち児童遊園について、特に敷地面積の加 算が必要と認められる場合は、以下の規定を準用し算定したもの と事業計画上の整備面積のいずれか小さい方の面積を加算す るものとする。</p> <p>1 戸当たり 7 m<sup>2</sup> (一箇所 300 m<sup>2</sup>以下)</p> <p>1. 建物の規模 建物の規模については、住宅地区改良法の規定による事業計 画に基づき整備される改良住宅及び地区施設の規模とする。</p> <p>2. 敷地の規模 公営住宅の場合の基準を準用して算定する。</p> <p><b>建物及び敷地の規模</b> 公営住宅の場合の基準を準用して算定する。</p> <p><b>建物及び敷地の規模</b> 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及 び利用計画等が認められる面積による。</p> <p>(注) 当該廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進 交付金及び農山漁村地域整備交付金実施要綱により国 の負担又は補助の対象となる場合に限るものとする。</p>
---	--

	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 地域スポーツセンター 4, 000m<sup>2</sup>            (注) 上記地域スポーツセンターの面積には、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室、更衣室、浴室、サウナ室、資料展示室、スポーツ団体室、事務室、指導員室、医務室等が含まれている。            ただし、体育・スポーツに関する科学的な研究を行うために必要な室又は利用者のための宿泊室を併設する場合にあっては、2, 000m<sup>2</sup>の限度内で面積を加算する。</p> <p>(2) 地域武道センター 2, 100m<sup>2</sup>            (注) 上記地域武道センターの面積には、柔・剣道場並びにこれに附属する管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、便所、用具室等が含まれている。</p> <p>2. 敷地の面積 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p>
(3) 運動場	<p>1. 建物の規模</p> <p>(1) 屋内地域スイミングセンター、屋外地域スイミングセンター —            プール本体 水面積 600m<sup>2</sup>            談話室等 床面積 100m<sup>2</sup></p> <p>(2) 屋内浄水型水泳プール プール本体 水面積 600m<sup>2</sup></p> <p>(3) 屋外浄水型水泳プール</p>

	<p>プール本体 水面積 400m<sup>2</sup></p> <p>(水泳プールの規模算定に当たっての留意点)</p> <p>プール本体の水面積及び談話室等の床面積の上限に、以下の施設から、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を加算したものとする。</p> <p>更衣室、シャワー室、管理室、便所、浄化装置等の諸施設</p>
10. 防災施設	<p>2. 敷地の規模</p> <p>屋内水泳プールの場合は、べき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>屋外水泳プールの場合は、施設本体に、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を加算したものとする。</p> <p>1. 建物の規模</p> <p>地域屋外スポーツセンター（クラブハウス） 330m<sup>2</sup></p> <p>(注) 上記地域屋外スポーツセンター（クラブハウス）の面積には、陸上競技場等に附属する管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等が含まれている。</p>
11. 研究所、試験場	<p>2. 敷地の規模</p> <p>次に掲げる面積を上限とし、上記1の施設を整備する場合は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を運動場面積に加算するものとする。</p> <p>(注) ここでいう運動場の面積は、陸上競技場等として実際に運動を行う目的の区画の面積をいう。</p> <p>地域屋外スポーツセンター（運動場又は照明施設） 10,000m<sup>2</sup></p> <p>建物及び敷地の規模</p>

<p>魚類のふ化場</p> <p>12. 日本赤十字社の業務の用に供する施設</p>	<p>防災施設については、国有財産特別措置法施行令第3条第3項各号に掲げる施設のうち、施設整備に当たり国の補助を受ける次の施設等を対象とし、その規模は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積とする。</p> <p>水防施設、水防活動拠点施設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、防火水槽（林野分）、救助活動等拠点施設等、活動火山対策避難施設、画像伝送システム（施設分）、広域訓練拠点施設、救急安心センター等整備事業、高機能総合指令センター総合整備事業、消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム、消防防災施設災害復旧費補助対象施設・設備（消防庁舎、消防団拠点施設等整備事業、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽、林野火災用活動拠点広場、画像伝送システム（施設分）、消防救急無線施設、防災行政無線施設、消防指令センター整備事業、ヘリコプター離着陸場など）</p> <p><b>建物及び敷地の規模</b></p> <p>事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積とする。</p> <p>1. 日本赤十字社の業務の用に供する施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（1）及び（2）のとおりとする。</p> <p>原爆医療施設、保護施設、障害福祉サービス事業所、居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉ホーム、地域移行支援型ホーム、児童福祉施設（児童厚生施設を除く）、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、その他の施設</p> <p>（1） 建物の規模</p> <p>事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。</p>
--	--

	<p>(2) 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。</p> <p>2. 日本赤十字社の業務の用に供する施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（1）及び（2）のとおりとする。</p> <p>へき地診療所、離島等患者宿泊施設、産科医療機関施設、分娩取扱施設</p> <p>(1) 建物の規模</p> <p>イ. へき地診療所</p> <table border="0"> <tr> <td>① 診療部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 無床の場合</td> <td>160m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>・ 有床の場合</td> <td>5床以下 240m<sup>2</sup> 6床以上 760m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>② 医師住宅</td> <td>80m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>③ 看護師住宅</td> <td>80m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>(注) 上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。</p> <p>13. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (以下「認定こども園法」という。) 第2条第6項に規定する認定こども園の施設</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園</p> <p>ロ. 離島等患者宿泊施設 室数 × 40m<sup>2</sup></p> <p>ハ. 産科医療機関施設</p> <table border="0"> <tr> <td>① 診療部門</td> <td>194m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>② 宿泊施設</td> <td>室数 × 40m<sup>2</sup> (ただし2室を限度とする。)</td> </tr> </table> <p>(注) 上記診療部門の面積には、分娩室、病室等が含まれている。</p> <p>二. 分娩取扱施設</p> <table border="0"> <tr> <td>① 分娩室、病室、入所室等</td> <td>194m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>② 宿泊施設</td> <td>室数 × 40m<sup>2</sup> (ただし2室を限度とする。)</td> </tr> </table> <p>(2) 敷地の規模</p>	① 診療部門		・ 無床の場合	160m <sup>2</sup>	・ 有床の場合	5床以下 240m <sup>2</sup> 6床以上 760m <sup>2</sup>	② 医師住宅	80m <sup>2</sup>	③ 看護師住宅	80m <sup>2</sup>	① 診療部門	194m <sup>2</sup>	② 宿泊施設	室数 × 40m <sup>2</sup> (ただし2室を限度とする。)	① 分娩室、病室、入所室等	194m <sup>2</sup>	② 宿泊施設	室数 × 40m <sup>2</sup> (ただし2室を限度とする。)
① 診療部門																			
・ 無床の場合	160m <sup>2</sup>																		
・ 有床の場合	5床以下 240m <sup>2</sup> 6床以上 760m <sup>2</sup>																		
② 医師住宅	80m <sup>2</sup>																		
③ 看護師住宅	80m <sup>2</sup>																		
① 診療部門	194m <sup>2</sup>																		
② 宿泊施設	室数 × 40m <sup>2</sup> (ただし2室を限度とする。)																		
① 分娩室、病室、入所室等	194m <sup>2</sup>																		
② 宿泊施設	室数 × 40m <sup>2</sup> (ただし2室を限度とする。)																		

へき地診療所の場合の基準を適用する。

## 1. 建物の規模

次に掲げる（1）及び（2）の面積を合算した面積とする。

（1） 次の表に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表に定める面積

学級数	面積（m <sup>2</sup> ）
1学級	180
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)

（2） 満3歳未満の園児数に応じ、次の表により算定した面積

乳児室	1.65 m <sup>2</sup> × 満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数
ほふく室	3.3 m <sup>2</sup> × 満2歳未満の園児のうちほふくするものの数
保育室又は遊戯室	1.98 m <sup>2</sup> × 満2歳以上の園児数

## 2. 敷地の規模

次に掲げる（1）及び（2）の面積を合算した面積とする。

（1）園舎敷地

へき地診療所の場合の基準を適用する。

（2）幼稚園型認

<p>定こども園</p> <p>(3) 保育所型認定こども園</p>	<p>(2) 園庭</p> <p>次に掲げるイ及びロの面積を合算した面積と相手方利用計画による園庭の面積のいずれか小さい方。</p> <p>イ. 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>① 次の表に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積 (m<sup>2</sup>)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td><td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td></tr> <tr> <td>3 学級以上</td><td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td></tr> </tbody> </table> <p>② 3. 3 m<sup>2</sup> × 満3歳以上の園児数</p> <p>ロ. 3. 3 m<sup>2</sup> × 満2歳以上満3歳未満の園児数</p> <p>建物及び敷地の規模</p> <p>「施設の範囲 3. 学校教育法第1条に規定する学校の施設等」のうち、幼稚園の場合の基準を適用することとし、算出にあたっては、施設全体の学級数をもって算定するものとする。</p> <p>なお、この場合において、幼稚園型認定こども園の施設のうち、認定こども園法第3条第2項第1号に規定する保育を行う部分にかかる学級数の定めがなく、当該保育を行う幼児の定員が定められているときは、定員35人当たり1学級と換算したうえで算定するものとする。</p> <p>建物及び敷地の規模</p> <p>「施設の範囲 2. 社会福祉法第2条にいう社会福祉事業の施設」のうち、保育所の場合の基準を適用することとし、算定にあたっては、施設全体の定員をもって算定するものとする。</p> <p>なお、この場合において、認定こども園法第3条第2項第2号に規定する満3歳以上の子どもに対する保育を行う部分にかかる定員の定めがなく、当該部分の学級数が定められているときは、1学級当たり定員35人と換算したうえで算定するものとする。</p>	学級数	面積 (m <sup>2</sup> )	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積 (m <sup>2</sup> )						
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$						
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$						

## 別紙1 幼稚園の適正規模基準

### 第1 建物の規模

#### 園舎

学級数に応じ、次の表を適用して算定する。

(単位 : m<sup>2</sup>)

学級数	基準面積
1 学級及び 2 学級	307+209 (N-1)
3 学級から 5 学級	725+161 (N-3)
6 学級から 8 学級	1,208+168 (N-6)
9 学級以上	1,713+161 (N-9)

(注1) N・・・学級数

(注2) 上表の基準は温暖地の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
28 m <sup>2</sup> × N	14 m <sup>2</sup> × N

(注3) 「一級積雪寒冷地域」とは、冬季平均気温零下5度以下又は積雪量

300月センチメートル以上の地域をいう。

「二級積雪寒冷地域」とは、冬季平均気温零下5度から零度まで又は積雪量100月センチメートル以上300月センチメートル未満の地域をいう。

(以下の学校施設についても同じ。)

(注4) 当該幼稚園に在籍する満3歳以上の園児に対して保育を行い、保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあっては、上記各表によって計算された学級数に応ずる基準面積に、加算対象園児数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する園児及び一時預かり事業等（児童福祉法施行規則第36条の35第1号に規定する一般型一時預かり事業及び同条第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業（従来の預かり保育を含む。）をいう。）を1日2時間以上継続的に利用する園児の数）に応じ、次表の面積を加えた面積とする。

(単位：m<sup>2</sup>)

加算対象園児数	20人以下	21人～35人	36人以上
加算面積	88	132	176

## 第2 敷地の規模

### 1 園舎敷地

第1により算定した園舎の延面積と相手方利用計画による園舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 2 運動場

次の表により算定した運動場の面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方。

(単位：m<sup>2</sup>)

学級数	2学級以下	3学級以上
基準面積	$330 + 30 \times (N - 1)$	$400 + 80 \times (N - 3)$

(注1) N・・・学級数

## 別紙2 小学校の適正規模基準（義務教育学校の前期課程含む。）

### 第1 建物の規模

#### 1 校舎

(単位：m<sup>2</sup>)

学級数	1～2学級	3～5学級	6～11学級	12～17学級	18学級以上
-----	-------	-------	--------	---------	--------

基準面積	$769 + 279 \times (N - 1)$	$1,326 + 381 \times (N - 3)$	$2,468 + 236 \times (N - 6)$	$3,881 + 187 \times (N - 12)$	$5,000 + 173 \times (N - 18)$
------	----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

(注1) N・・・学級数（特別支援学級を除く。）

(注2) 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された基準面積に特別支援学級1学級につき $168\text{m}^2$ を加えた面積とする。

(注3) 多目的教室を設ける学校の基準面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.108を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の基準面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる基準面積に1.180を乗じて得た面積とする。

(注4) 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
$32\text{m}^2 \times N$	$16\text{m}^2 \times N$

(注) Nには、特別支援学級数を含める。

## 2 屋内運動場

### (1) 温暖地

(単位： $\text{m}^2$ )

学級数	1～10学級	11～15学級	16学級以上
基準面積	894	919	1,215

(注) 学級数には、特別支援学級を含む。

### (2) 積雪寒冷地

(単位： $\text{m}^2$ )

学級数	1～9学級	10～11学級	12～23学級	24学級以上
基準面積	922	1,092	1,258	1,552

(注1) 学級数には、特別支援学級を含む。

(注2) 一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

## 3 寄宿舎

(単位： $\text{m}^2/\text{人}$ )

区分	収容児童数区分	1人当たり基準面積
温 暖 地	1～11人	28.00～1/P
	12～23人	29.00～13/P
	24～47人	15.92～301/P
	48人	22.19

	49人以上	12.88+447/P
--	-------	-------------

(注1) P・・・児童数

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり1.15m<sup>2</sup>を加える。

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、屋内運動場の敷地

第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と相手方利用計画による校舎、屋内運動場の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 2 寄宿舎の敷地

第1により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 3 運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

#### 児童数

1人以上240人以下 2,400m<sup>2</sup>

241人以上720人以下 2,400m<sup>2</sup>+10m<sup>2</sup>×(児童数-240)

721人以上 7,200m<sup>2</sup>

## 別紙3 中学校の適正規模基準

(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程含む。)

### 第1 建物の規模

#### 1 校舎

(単位:m<sup>2</sup>)

学級数	1~2学級	3~5学級	6~11学級	12~17学級	18学級以上
基準面積	848+651 ×(N-1)	2,150+344 ×(N-3)	3,181+324 ×(N-6)	5,129+160 ×(N-12)	6,088+217 ×(N-18)

(注1) N・・・学級数(特別支援学級を除く。)

(注2) 特別支援学級を置く学校の基準面積は、上表によって計算された基準面積に特別支援学級1学級につき168m<sup>2</sup>を加えた面積とする。

(注3) 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数(特別支援学級を含む。)に応ずる必要面積に1.085を、多目的教室及び少人数授業用教室(少人数授業に

対応した多目的教室を含む。) を設ける学校の基準面積は、学級数(特別支援学級を含む。)に応ずる基準面積に1. 105を乗じて得た面積とする。

(注4) 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32 m <sup>2</sup> × N	16 m <sup>2</sup> × N

(注) Nには、特別支援学級数を含める。

## 2 屋内運動場

### (1) 温暖地

(単位 : m<sup>2</sup>)

学級数	1~17学級	18学級以上
基準面積	1,138	1,476

(注) 学級数には、特別支援学級を含む。

### (2) 積雪寒冷地

(単位 : m<sup>2</sup>)

学級数	1~7学級	8~13学級	14~33学級	34学級以上
基準面積	1,162	1,237	1,511	1,515

(注1) 学級数には、特別支援学級を含む。

(注2) 一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

## 3 寄宿舎

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数区分	1人当たり基準面積
温 暖 地	1~11人	37.17~2/P
	12~23人	38.17~14/P
	24~47人	25.04+301/P
	48人	31.31
	49人以上	21.96+449/P

(注1) P・・・生徒数

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり1. 15m<sup>2</sup>を加える。

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、屋内運動場の敷地

第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と相手方利用計画による校舎、屋内運動場の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

## 2 寄宿舎の敷地

第1により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

## 3 運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

### 生徒数

1人以上 240人以下	3, 600m <sup>2</sup>
241人以上 720人以下	3, 600m <sup>2</sup> +10m <sup>2</sup> ×(生徒数-240)
721人以上	8, 400m <sup>2</sup>

## 別紙4 高等学校の適正規模基準（中等教育学校の後期課程を含む。）

### 第1 建物の規模

#### 1 校舎

定員数に応じた（1）一般校舎の面積に、学科に応じた（2）産振校舎（産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第2条に規定する産振教育を行うに必要な校舎をいう。）の補正面積を加えた面積とする。

##### （1）一般校舎

###### イ 1学科を置く場合

###### ① 併置課程以外の課程

###### (a) 全日制の課程

（単位：m<sup>2</sup>/人）

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
普通教育を中心とする学科 (以下「普通科」という。)	1~120人	2,941/P
	121~320人	10.40+1,694/P
	321~480人	12.48+1,028/P
	481~719人	7.43+3,448/P
	720人	12.22
	721~960人	11.72+364/P

	961人以上	7.81+4,112/P
専門教育を主 とする学科 (以下「専門 学科」とい う。)	1~120人	2,729/P
	121~320人	8.89+1,663/P
	321~480人	10.21+1,240/P
	481~719人	6.43+3,055/P
	720人	10.67
	721~960人	10.46+151/P
	961人以上	6.80+3,659/P
普通教育に関する科 目及び専門教育に關 する科目を生徒の選 択によることを旨と して総合的に履修さ せる学科(以下「総 合学科」という。)	1~120人	3,009/P
	121~480人	12.48+1,512/P
	481~719人	8.69+3,328/P
	720人	13.31
	721~960人	12.60+514/P
	961人以上	9.07+3,902/P

(b) 昼間定時制の課程・夜間定時制の課程

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
普通科	1~159人	3,357/P
	160人	20.98
	161~320人	10.39+1,694/P
	321人以上	12.48+1,028/P
専門学科	1~159人	3,084/P
	160人	19.28
	161~320人	8.89+1,662/P
	321人以上	10.21+1,240/P
総合学科	1~159人	3,508/P
	160人	21.93
	161人以上	12.48+1,512/P

(c) 通信制の課程

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)

全学科	1~1,199 人	3,447/P
	1,200 人	2.87
	1,201 人以上	1.31+1,874/P

② 併置課程

(a) 昼間定時制の課程

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
普通科	1~159 人	3,115/P
	160 人	19.47
	161~320 人	8.41+1,769/P
	321 人以上	12.19+561/P
専門学科	1~159 人	2,843/P
	160 人	17.77
	161~320 人	6.90+1,739/P
	321 人以上	9.92+773/P
総合学科	1~159 人	3,236/P
	160 人	20.23
	161~320 人	12.01+1,315/P
	321 人以上	12.18+1,259/P

(b) 夜間定時制の課程

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P=生徒数)
普通科又は専門学科	1~159 人	589/P
	160 人	3.68
	161~320 人	1.52+346/P
	321 人以上	2.27+106/P
総合学科	1~159 人	710/P
	160 人	4.44
	161~320 人	2.46+316/P
	321 人以上	2.08+438/P

(c) 通信制の課程

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

学科	生徒数区分	1人当たり基準面積 (P = 生徒数)
全学科	1~1,199人	740/P
	1,200人	0.62
	1,201人以上	0.22+482/P

#### 口 2学科以上を置く場合

各課程の各学科ごとに、当該課程の全生徒の数を当該学科の生徒の数とみなして上記イの表を適用して得た面積を当該学科に係る生徒1人当たりの基準面積とする。

#### ハ 当該学校が積雪寒冷地にある場合

##### ① 全日制の課程又は定時制の課程の場合

一級積雪寒冷地域にあっては1人当たり0.80m<sup>2</sup>を、二級積雪寒冷地域にあっては1人当たり0.40m<sup>2</sup>を上記イ又はロの規定により得た面積に加えるものとする。

##### ② 通信制の課程の場合

一級積雪地域にあっては1人当たり0.12m<sup>2</sup>を、二級積雪寒冷地域にあっては1人当たり0.06m<sup>2</sup>を上記イ又はロの規定により得た面積に加えるものとする。

#### (2) 産振校舎

高等学校の各課程のうち農業、水産、工業、商業、家庭、看護、情報、若しくは福祉に関する学科又は職業科目を25単位以上開設している総合学科（以下「職業学科」という。）を置くものの校舎に係る生徒1人当たりの産振校舎の補正面積は、当該高等学校において履修する科の属する産業教育振興法施行令（昭和27年9月6日政令第405号）別表第2欄に掲げる各科目群（以下「科目群」という。）ごとに、次のイ、ロ及びハにより算出した係数に、ニに掲げる当該科目群ごとの基準面積を乗じて得た科目群ごとの面積を合計して得た面積を、当該課程の生徒数で除して得た面積とする。

ただし、i) 募集停止中の学科、ii) 全日制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で、全日制の課程に置かれる学科と同様の学科、iii) 昼間定時制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で昼間定時制の課程に置かれる学科と同様の学科及びiv) 通信制の課程に置かれる学科（通信制の課

程のみを置く高等学校の学科を除く。) は、当該高等学校における産振補正の算定の対象とはしないものとする。

#### イ 生徒数補正

各科目群ごとに、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の第1学年の定員の和に応じ、次表に定める係数による。

算出数	1~39人	40~80人	81~120人
増減係数	50%	100%	130%
算出数	121~160人	161~200人	201人以上
増減係数	140%	150%	以後40人えるごとに10%ずつ増

#### ロ 単位数補正

各科目群ごとに、当該科目に属するいずれかの科目(「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報システム実習」及び「情報コンテンツ実習」を除く。)を履修する各学科における履修単位数及び第1学年の定員に基づき、当該学科における当該科目群に属する科目に係る履修単位数に当該学科の第1学年の定員を乗じて得た数の和を、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の第1学年の定員の和で除して得た数(小数点以下第1位の数字を四捨五入するものとする。)に応じ、次表に定める係数による。

科目群	算出数による増減係数(%)			
	25	50	100	150
情報基礎に関する科目群	—	1	2~6	7~
情報応用に関する科目群	1~3	4~9	10~17	18~
生物生産に関する科目群	1~3	4~13	14~34	35~
林業に関する科目群	1~3	4~9	10~16	17~
食品科学に関する科目群	1~3	4~11	12~22	23~
工業基礎に関する科目群	1~3	4~7	8~15	16~
電子基礎に関する科目群	—	1~3	4~6	7~
機械に関する科目群	1~3	4~9	10~17	18~
自動車に関する科目群	1~3	4~8	9~13	14~
船舶に関する科目群	1~3	4~5	6~12	13~
電気に関する科目群	1~3	4~13	14~22	23~

電子応用に関する科目群	1~3	4~11	12~22	23~
建築に関する科目群	1~3	4~13	14~22	23~
設備工業に関する科目群	1~3	4~11	12~18	19~
土木・造園に関する科目群	1~3	4~13	14~30	31~
化学工業に関する科目群	1~3	4~13	14~20	21~
材料技術に関する科目群	1~3	4~10	11~17	18~
セラミックに関する科目群	1~3	4~12	13~19	20~
繊維に関する科目群	1~3	4~9	10~14	15~
インテリアに関する科目群	1~3	4~7	8~12	13~
デザインに関する科目群	1~3	4~10	11~18	19~
流通・経営に関する科目群	1~3	4~9	10~20	21~
国際経済に関する科目群	1~3	4~5	6~12	13~
水産・海洋基礎に関する科目群	—	1~3	4~14	15~
海洋漁業に関する科目群	1~3	4~14	15~25	26~
栽培漁業に関する科目群	1~3	4~12	13~28	29~
被服に関する科目群	1~3	4~11	12~24	25~
食物に関する科目群	1~3	4~11	12~36	37~
保育・福祉に関する科目群	1~3	4~12	13~30	31~
看護に関する科目群	1~3	4~15	16~37	38~

#### ハ 課題研究等補正

当該高等学校において科目「課題研究」・「実習」・「総合実習」・「情報システム実習」又は「情報コンテンツ実習」を履修する場合、口に定める方法（口において「いずれかの科目（「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報システム実習」及び「情報コンテンツ実習」を除く。）」とあるのは、「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報システム実習」又は「情報コンテンツ実習」と読みかえるものとする。）より算出した数に応じ、次表に定める係数による。

この場合、補正に当たっては、学科ごとに任意の1の科目群の基準面積を補正するものとする。

算出数	1~4	5~12	13~
増加係数	110%	130%	150%

二 科目群ごとの基準面積は、次表に掲げる面積とする。

(単位：m<sup>2</sup>)

科目群	産振基準面積
-----	--------

情報基礎に関する科目群	490
情報応用に関する科目群	1,750
生物生産に関する科目群	8,470
林業に関する科目群	1,720
食品科学に関する科目群	2,260
工業基礎に関する科目群	1,220
電子基礎に関する科目群	440
機械に関する科目群	3,220
自動車に関する科目群	3,380
船舶に関する科目群	2,840
電気に関する科目群	1,760
電子応用に関する科目群	1,910
建築に関する科目群	1,860
設備工業に関する科目群	2,110
土木・造園に関する科目群	1,760
化学工業に関する科目群	2,130
材料技術に関する科目群	2,690
セラミックに関する科目群	2,390
繊維に関する科目群	2,200
インテリアに関する科目群	2,600
デザインに関する科目群	2,310
流通・経営に関する科目群	1,460
国際経済に関する科目群	520
水産・海洋基礎に関する科目群	1,150
海洋漁業に関する科目群	880
栽培漁業に関する科目群	1,150
被服に関する科目群	440
食物・調理に関する科目群	720
保育・福祉に関する科目群	1,170
看護に関する科目群	1,190

## 2 屋内運動場

### (1) 温暖地

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

区分	基準面積
----	------

1～560 人 【通信制の課程（併置課程を除く）：1人以上】	1,589/P
561～1,120 人	2,267/P
1,121 人以上	2,882/P

(2) 積雪寒冷地

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	基準面積
1～480 人 【通信制の課程（併置課程を除く）：1人以上】	1,648/P
481～960 人	2,337/P
961 人以上	3,000/P

(注1) P・・・各課程の生徒数（通信制の課程にあっては、生徒数に0.15を乗じて得た数）

(注2) 一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

(注3) 併置課程に係る1人当たりの基準面積については、課程の種類ごとに次の（ア）に掲げる生徒数を（1）又は（2）の表に適用して得た面積から、（イ）に掲げる生徒数を同表に適用して得た面積を減じた面積を当該課程の生徒数で除した面積（当該面積が負となるときは、零）とする。

併置課程の種類	(ア)	(イ)
昼間定時制の課程	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数	全日制の課程の生徒数
夜間定時制の課程	夜間定時制の課程の生徒数	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数
通信制の課程	全課程の生徒数（通信制の課程にあっては生徒数の0.15を乗じて得た数）	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数と夜間定時制の課程の生徒数とのうちいずれか多い生徒数

3 寄宿舎

(単位：m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温 暖 地	1~11人	37.17-2/P
	12~23人	38.17-14/P
	24~47人	25.04+301/P
	48人	31.31
	49~71人	21.96+449/P
	72~107人	26.33+134/P
	108人以上	23.22+470/P

(注1) P・・・各課程の寄宿舎に収容する生徒数

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり1.15m<sup>2</sup>を加える。

(注3) 併置課程に係る1人当たりの基準面積については、課程の種類ごとに次の(ア)に掲げる生徒数を上表に適用して得た面積から、(イ)に掲げる生徒数を同表に適用して得た面積を減じた面積を当該課程の生徒数で除した面積(当該面積が負となるときは、零)とする。

併置課程の種類	(ア)	(イ)
昼間定時制の課程	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数	全日制の課程の生徒数
夜間定時制の課程	全日制の課程及び定時制の課程の生徒数	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、屋内運動場の敷地

第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と相手方利用計画による校舎、屋内運動場の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 2 寄宿舎の敷地

第1により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 3 運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

8, 400m<sup>2</sup>

#### 4 実験実習地

事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を定める。

#### 別紙5 特別支援学校の適正規模基準

##### 第1 建物の規模

###### 1 小・中学部

###### (1) 校舎

(単位 : m<sup>2</sup>)

区分	学級数 (重複障害学級を含む)	基準面積
視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,862
	4学級から8学級まで	2,105+242(N-4)
	9学級から17学級まで	3,317+170(N-9)
	18学級以上	4,850+134(N-18)
聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,616
	4学級から8学級まで	1,869+253(N-4)
	9学級から17学級まで	3,135+170(N-9)
	18学級以上	4,668+134(N-18)
知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,903
	4学級から8学級まで	2,163+260(N-4)
	9学級から17学級まで	3,463+200(N-9)
	18学級以上	5,263+145(N-18)
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	2,152
	4学級から8学級まで	2,429+276(N-4)
	9学級から17学級まで	3,808+240(N-9)
	18学級以上	5,969+181(N-18)
病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,576
	4学級から8学級まで	1,849+273(N-4)
	9学級から17学級まで	3,216+170(N-9)
	18学級以上	4,749+134(N-18)

(注1) N・・・学級数（重複障害学級を含む。）

(注2) 傾斜路を設ける学校の基準面積は、上表によって計算された必要面積に、170m<sup>2</sup>に当該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が3を超える場合には、3）を乗じて得た面積を加えた面積とする。

(注3) この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1学級（重複障害学級を含む。）当たり $7.6\text{m}^2$ を加える。

(注4) 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る学級数に応ずる基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全学級数をそれぞれ当該障害区分の全学級数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の学級数により加重平均した面積とする。

## (2) 屋内運動場

(単位： $\text{m}^2$ )

区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	932	992
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1,097	1,157

(注1) 一級、二級積雪寒冷地域は、ともに寒冷地欄を用いる。

(注2) 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る学級数に応ずる基準面積は、肢体不自由者である児童等を就学させる特別支援学校を適用して得た面積とする。

## (3) 寄宿舎

### イ 単一障害（肢体不自由を除く）

(単位： $\text{m}^2/\text{人}$ )

区分	収容児童・生徒数の区分	1人当たり基準面積
温 暖 地	1～35人	$33.52+31/\text{P}$
	36～71人	$24.44+358/\text{P}$
	72人	29.42
	73人以上	$24.47+356/\text{P}$

## 口 重複障害・肢体不自由

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

区分	収容児童・生徒数の区分	1人当たり基準面積
温 暖 地	1~35 人	38. 41+80/P
	36~71 人	28. 08+452/P
	72 人	34. 36
	73 人以上	28. 08+452/P

(注1) P・・・児童・生徒数

(注2) この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり0. 90m<sup>2</sup>を加える。

(注3) イ及び口の障害区分の児童等を収容する寄宿舎に係る1人当たり基準面積は、イ又は口の障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全児童等の数をそれぞれ当該障害区分の児童等の数とみなして上記イ又は口の表を適用して得た面積を、当該障害区分の児童等の数により加重平均した面積とする。

## 2 幼稚部

### (1) 校舎

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

区分	幼児数区分	1人当たり基準面積
視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1~5 人	370/P
	6~14 人	34. 60+197/P
	15 人	47. 73
	16~30 人	35. 53+183/P
	31 人以上	27. 33+429/P
聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1~5 人	370/P
	6~14 人	40. 70+167/P
	15 人	51. 80
	16~30 人	35. 53+244/P
	31 人以上	27. 33+490/P
知的障害者又は病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1~5 人	370/P
	6~14 人	34. 60+197/P
	15 人	47. 73
	16~30 人	35. 53+183/P
	31 人以上	27. 33+429/P

肢体不自由者である 幼児に対する教育を行 う特別支援学校	1~5人	429/P
	6~14人	41.00+224/P
	15人	55.93
	16~30人	41.33+219/P
	31人以上	32.27+491/P

(注1) P・・・幼児数。ただし、重複障害の幼児を就学させる特別支援学校にあっては、重複障害以外の幼児の数に、重複障害の幼児の数に1.67を乗じて得た数を加えた数(1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。)を幼児数とみなす。

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては1人当たり1.27m<sup>2</sup>を加える。

(注3) 視覚障害者である幼児、聴覚障害者である幼児、知的障害者である幼児、肢体不自由者である幼児又は病弱者である幼児の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る1人当たりの基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

## (2) 寄宿舎

### イ 単一障害(肢体不自由を除く)

(単位:m<sup>2</sup>/人)

区分	収容幼児数の区分	1人当たり基準面積
温 暖 地	1~11人	29.75+24/P
	12~23人	23.75+96/P
	24人	27.75
	25人以上	17.92+236/P

### ロ 重複障害・肢体不自由

(単位:m<sup>2</sup>/人)

区分	収容幼児数の区分	1人当たり基準面積
温 暖 地	1~11人	33.25+27/P
	12~23人	28.75+81/P
	24人	32.13
	25人以上	22.17+239/P

(注1) P・・・幼児数

(注2) この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり0.90m<sup>2</sup>を加える。

(注3) イ及びロの障害区分の幼児を収容する寄宿舎に係る1人当たり基準面積は、イ又はロの障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児数とみなして上記イ又はロの表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

### 3 高等部

#### (1) 一般校舎

イ 併置高等部（小学部又は中学部を置く学校の高等部をいう。以下同じ）

（単位：m<sup>2</sup>/人）

区分	生徒数区分	1人当たり基準面積
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,619/P
	25～71人	21.79+1,096/P
	72人	37.01
	73～144人	23.29+988/P
	145人以上	18.96+1,612/P
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,516/P
	25～71人	22.65+972/P
	72人	36.15
	73～144人	23.32+924/P
	145人以上	18.94+1,555/P
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,597/P
	25～71人	22.69+1,052/P
	72人	37.31
	73～144人	25.86+824/P
	145人以上	19.24+1,777/P
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,914/P
	25～71人	26.50+1,278/P
	72人	44.25
	73～144人	29.63+1,052/P
	145人以上	24.67+1,766/P
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24人	1,516/P
	25～71人	22.65+972/P
	72人	36.15
	73～144人	23.32+924/P

	145人以上	18.94+1,555/P
--	--------	---------------

□ 単独高等部（小学部又は中学部のいずれも置かない学校の高等部をいう。  
以下同じ）

（単位：m<sup>2</sup>/人）

区分	生徒数区分	1人当たり基準面積
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1~24人	2,293/P
	25~71人	32.06+1,524/P
	72人	53.22
	73~144人	19.88+2,400/P
	145人以上	19.26+2,490/P
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1~24人	2,047/P
	25~71人	33.40+1,245/P
	72人	50.69
	73~144人	19.88+2,218/P
	145人以上	19.24+2,310/P
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1~24人	2,170/P
	25~71人	34.25+1,348/P
	72人	52.97
	73~144人	25.28+1,994/P
	145人以上	20.67+2,657/P
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1~24人	2,655/P
	25~71人	37.44+1,756/P
	72人	61.83
	73~144人	28.32+2,413/P
	145人以上	25.65+2,798/P
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1~24人	2,007/P
	25~71人	35.92+1,145/P
	72人	51.82
	73~144人	19.88+2,299/P
	145人以上	19.25+2,390/P

(注1) P・・・生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校にあっては、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に2.67を乗じて得た数を加えた数（1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、

それぞれ1人当たり1.27m<sup>2</sup>を加える。

(注3) 傾斜路を設ける単独高等部の1人当たり基準面積は、上表によって計算された面積に、傾斜路を設ける校舎の階数に応じ、次表に掲げる面積を加えた面積とする。

(単位 : m <sup>2</sup> )			
階層	1	2	3以上
加算面積	170/P	340/P	510/P

(注4) 視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒、肢体不自由者である生徒又は病弱者である生徒の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る1人当たり基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

## (2) 産振校舎

特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正の面積は、各学科ごとに次の表に掲げる面積(2以上の学科を置く場合にあっては、その合計面積)を特別支援学校の高等部の生徒の数で除して得た面積とする。

(単位 : m <sup>2</sup> /人)	
学科	産振補正面積
農業系学科 〔・農業園芸科 等〕	407 [481]
工業系学科 ・機械科 ・印刷科 ・印刷ビジネス科 ・情報機械科 ・印刷情報科 ・工業科 ・産業科 ・窯業科 等	407 [481]
工芸系学科	407 [481]

<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業工芸科</li> <li>・工芸科</li> <li>・産業情報科</li> </ul> <span style="margin-left: 20px;">等</span>	
<b>家政系学科</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被服科</li> <li>・色染科</li> <li>・家政科</li> <li>・生活科</li> <li>・生活情報科</li> <li>・福祉科</li> </ul> <span style="margin-left: 20px;">等</span>	407 [481]
<b>商業系学科</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業システム科</li> <li>・商業科</li> </ul> <span style="margin-left: 20px;">等</span>	244 [289]
<b>芸術系学科</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン科</li> <li>・音楽科</li> </ul> <span style="margin-left: 20px;">等</span>	244 [289]
<b>情報系学科</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報デザイン科</li> <li>・情報処理科</li> </ul> <span style="margin-left: 20px;">等</span>	244 [289]
(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ) 理療科・保健理療科 理学療法科 (理療科・保健理療科と併置する場合)	814 733 (488)
(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ) 理容科 歯科技工科	326 326

(注1) [ ] 内は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正面積。

(注2) 肢体不自由者である生徒及び視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒又は病弱者である生徒に対する教育を

行う特別支援学校の産振補正面積は肢体不自由者である生徒に係る面積を適用する。

(3) 屋内運動場

イ 併置高等部

- ① 視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

生徒数区分	1人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1~80人	143/P	143/P
81~112人	143/P	463/P
113人以上	463/P	463/P

- ② 肢体不自由

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

生徒数区分	1人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1~80人	176/P	176/P
81~112人	176/P	572/P
113人以上	572/P	572/P

ロ 単独高等部

- ① 視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

生徒数区分	1人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1人以上	1,075/P	1,135/P

- ② 肢体不自由

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

生徒数区分	1人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1人以上	1,273/P	1,333/P

(注1) P・・・生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校については、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に2.67を乗じて得た数を加えた数（1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。

(注2) ①及び②の障害区分の生徒に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る1人当たりの基準面積は、上記②の表を適用して得た面積とする。

#### (4) 寄宿舎

##### イ 併置高等部

① 単一障害（肢体不自由を除く。）

（単位：m<sup>2</sup>/人）

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35人	34.00+61/P
	36～71人	27.78+285/P
	72人	31.74
	73人以上	31.06+49/P

② 重複障害・肢体不自由

（単位：m<sup>2</sup>/人）

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35人	38.96+87/P
	36～71人	31.75+347/P
	72人	36.57
	73人以上	35.47+79/P

##### ロ 単独高等部

① 単一障害（肢体不自由を除く。）

（単位：m<sup>2</sup>/人）

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1～35人	40.79+55/P
	36～71人	32.39+357/P
	72人	37.35

	73人以上	32.42+355/P
--	-------	-------------

## ② 重複障害・肢体不自由

(単位 : m<sup>2</sup>/人)

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準面積
温暖地	1~35人	46.54+107/P
	36~71人	36.94+452/P
	72人	43.22
	73人以上	36.94+452/P

(注1) P・・・生徒数

(注2) この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ1人当たり0.90m<sup>2</sup>を加える。

(注3) ①及び②の障害区分の生徒を収容する寄宿舎に係る1人当たり基準面積は、①又は②の障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒数とみなして上記①又は②の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

## 第2 敷地の規模

### 1 校舎、屋内運動場の敷地

第1により算定した校舎、屋内運動場の延面積と相手方利用計画による校舎、屋内運動場の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 2 寄宿舎の敷地

第1により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

### 3 運動場

幼稚部、小学部、中学部、高等部について、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校の場合の基準を準用する。

## 別紙6 大学の適正規模基準

### 第1 建物の規模

## 1 校舎

1個の学部のみを置く大学にあっては、下記（1）又は（2）の表に定める面積とし、複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ下記（2）又は（3）の表に定める面積を合計した面積を加えた面積とする。

### （1）医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

（単位：m<sup>2</sup>）

学部の種類 △ 収容定員 (P)	200人以下	201～400人	401～800人	801人以上
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係	2,644	(P-200) × 661÷200+ 2,644	(P-400) × 1,653÷400+ 3,305	(P-800) × 1,322÷400+ 4,958
理学関係	4,628	(P-200) × 1,157÷200+ 4,628	(P-400) × 3,140÷400+ 5,785	(P-800) × 3,140÷400+ 8,925
工学関係	5,289	(P-200) × 1,322÷200+ 5,289	(P-400) × 4,628÷400+ 6,611	(P-800) × 4,628÷400+ 11,239
農学関係・獣医学関係	5,024	(P-200) × 1,256÷200+ 5,024	(P-400) × 4,629÷400+ 6,280	(P-800) × 4,629÷400+ 10,909
薬学関係	4,628	(P-200) × 1,157÷200+ 4,628	(P-400) × 1,983÷400+ 5,785	(P-800) × 1,983÷400+ 7,768
家政関係	3,966	(P-200) × 992÷200+ 3,966	(P-400) × 1,984÷400+ 4,958	(P-800) × 1,984÷400+ 6,942
美術関係	3,834	(P-200) × 959÷200+ 3,834	(P-400) × 3,140÷400+ 4,793	(P-800) × 3,140÷400+ 7,933
音楽関係	3,438	(P-200) ×	(P-400) ×	(P-800) ×

		$859 \div 200 +$ 3,438	$2,975 \div 400 +$ 4,297	$2,975 \div 400 +$ 7,272
体育関係	3,438	(P-200) × $859 \div 200 +$ 3,438	(P-400) × $1,983 \div 400 +$ 4,297	(P-800) × $1,983 \div 400 +$ 6,280
保健衛生学関係（看護学関係）	3,966	(P-200) × $992 \div 200 +$ 3,966	(P-400) × $1,984 \div 400 +$ 4,958	(P-800) × $1,984 \div 400 +$ 6,942
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	4,628	(P-200) × $1,157 \div 200 +$ 4,628	(P-400) × $3,140 \div 400 +$ 5,785	(P-800) × $3,140 \div 400 +$ 8,925

(2) 医学又は歯学に関する学部に係るもの

(単位 : m<sup>2</sup>)

学部の種類 \\ 収容定員	360人以下	361～480人	481～600人	601～720人	721～840人	841～960人
医学関係	12,650	14,300	16,750	18,250	—	—
歯学関係	8,850	9,600	10,350	11,200	11,950	13,100

(注) 附属病院を設置する場合には以下のとおり。

(単位 : m<sup>2</sup>)

学部の種類 \\ 収容定員	360人以下	361～480人	481～600人	601～720人	721～840人	841～960人
医学関係	28,050	31,100	33,100	35,100	—	—
歯学関係	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200

(3) 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

(単位 : m<sup>2</sup>)

学部の種類	収容定員			401	601	801	1,001	1,201	1,401	1,601	1,801
		200人以下	201～400人	～600人	～800人	～1,000人	～1,200人	～1,400人	～1,600人	～1,800人	～2,000人
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768	
理学関係	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195	
工学関係	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305	
農学関係・獣医学関係	3,636	4,628	6,942	9,256	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140	
薬学関係	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067	
家政関係	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	
美術関係	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534	
音楽関係	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038	
体育関係	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056	
保健衛生学関係(看護学関係)	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	
保健衛生学関係(看護学関係を除く)	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195	

(注) 収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

なお、大学院を併設する場合（単独で設置する大学院大学を除く。）について

て、大学院は大学の施設を共用できることから、原則として適正規模に加算しないものとする。

また、学部を2学部以上設置する場合は、利用計画等を十分精査のうえ、各学部が共同に使用する施設（図書館、医務室、事務室等）について適正規模を重複して算定することがないよう留意すること。

## 2 体育館、スポーツ施設、講堂、寄宿舎、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設

上記施設を設置する場合は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積に限り加算するものとする。

### 第2 敷地の規模

#### 1 校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設

第1により算定した校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設の延面積と相手方利用計画による校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

#### 2 寄宿舎の敷地

第1により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

#### 3 運動場の場合

第1により算定した校舎の延面積と相手方利用計画による校舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍の面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方。

#### 4 実験実習地

事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を定める。

### 別紙7 短期大学の適正規模基準

#### 第1 建物の規模

##### 1 校舎

一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあっては、下記（1）の表に定め

る面積とする。二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあっては、当該二以上の分野のうち、同表の同一分野に属する学科の収容定員の100人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に、当該分野以外の分野についてのそれ（2）の表に定める面積を合計した面積を加えた面積とする。

#### （1）基準校舎面積

（単位：m<sup>2</sup>）

学科の種類	収容定員	100人以下	101～150人	151～200人	201～250人	251～300人	301～350人	351～400人	401～450人	451～500人	501～550人	551～600人
文学関係												
法学関係												
経済学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650	
社会学・社会福祉学関係												
教育学・保育学関係												
家政関係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350	
保健衛生学関係 (看護学関係)												
理学関係	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000	
農業関係												
工業関係	2,100	2,250	2,500	2,900	3,350	3,800	4,250	4,750	5,200	5,650	6,100	
体育関係	1,700	1,850	2,050	2,250	2,500	2,750	3,000	3,250	3,500	3,750	4,000	
美術関係	1,900	2,050	2,250	2,600	3,000	3,350	3,750	4,150	4,550	4,950	5,350	
音楽関係	1,700	1,850	2,050	2,350	2,700	3,100	3,450	3,800	4,200	4,550	4,950	
保健衛生学関係	1,850	1,950	2,200	2,450	2,800	3,100	3,400	3,750	4,050	4,350	4,650	

(看護学 関係を除 く。)											
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 同一分野に属する学科の収容定員が600人を超える場合には、50人を増すごとに、(1) の表に定める600人までの場合の面積から550人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

## (2) 加算校舎面積

(単位 : m<sup>2</sup>)

学科 の種 類	収 容 定 員	100人 まで	200人 まで	300人 まで	400人 まで	500人 まで	600人 まで
文学関係							
法学関係							
経済学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050	
社会学・社会 福祉学関係							
教育学・ 保育学関係							
家政関係	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550	
保健衛生学関 係 (看護学関 係)							
理学関係	1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550	
農業関係							
工業関係	1,500	1,900	2,850	3,750	4,700	5,600	
体育関係	1,400	1,700	2,200	2,700	3,200	3,850	
美術関係	1,300	1,650	3,300	3,300	4,050	4,800	
音楽関係	1,250	1,550	3,150	3,150	3,800	4,550	
保健衛生学関 係 (看護学関 係を除く。)	1,250	1,600	2,250	2,850	3,500	4,100	

(注) 収容定員が600人を超える場合は、100人増すごとに、600人までの場合の面積から500人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとす

る。

2 体育館、スポーツ施設、講堂、寄宿舎、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設

大学の基準を準用する。

第2 敷地の規模

大学の基準を準用する。

別紙8 高等専門学校の適正規模基準

第1 建物の規模

1 校舎

(単位 : m<sup>2</sup>)

入学定員 に係る学 級数 (N)	1	2	3	4	5	6	7 以上
必要面積	1,652.89	2,644.63	3,471.07	4,132.23	4,793.39	5,289.26	5,289.26 + 330.58 × (N-6)

2 屋内運動場及び寄宿舎

高等学校の基準を準用する。

第2 敷地の規模

高等学校の基準を準用する。

別紙9 学校給食施設の適正規模基準

第1 建物の規模

1 単独校調理場（1つの学校の学校給食に必要な施設をいう。）

（1）調理場施設等

(単位 : m<sup>2</sup>)

区分	児童等の数	基準面積
調理場施設	200人以下	170
	201人～400人	213
	401人～600人	266
	601人～900人	319
	901人～1,200人	361

	1, 201人～1, 500人	383
	1, 501人以上	406m <sup>2</sup> に、1, 501人を超える300人ごとに22m <sup>2</sup> を加えた面積
食品貯蔵施設 (へき地の学校 に限る)	150人以下	4
	151人～300人	7
	301人以上	10

(注) 「へき地の学校」とは、へき地教育振興法第5条の2に規定するへき地手当の支給に関し、へき地学校として指定された学校をいう。

### (2) 炊飯給食施設

(単位 : m<sup>2</sup>)

児童等の数	基準面積
200人以下	9
201人～400人	14
401人～600人	18
601人～900人	21
901人～1, 200人	25
1, 201人～1, 500人	28
1, 501人以上	32m <sup>2</sup> に、1, 501人を超える300人ごとに3m <sup>2</sup> を加えた面積

(注) 原則として炊飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合  
(増築含む。) に対象とする。

### (3) アレルギー対策室

(単位 : m<sup>2</sup>)

児童等の数	基準面積
200人以下	1
201人～400人	3
401人～600人	4
601人～900人	6
901人～1, 200人	8
1, 201人～1, 500人	11
1, 501人以上	11

## 2 共同調理場（2つ以上の学校の学校給食に必要な施設という。）

### (1) 共同調理場

(単位 : m<sup>2</sup>)

児童等の数	基準面積

500人以下	374
501人～1,000人	465
1,001人～2,000人	884
2,001人～3,000人	1,288
3,001人～4,000人	1,679
4,001人～5,000人	1,925
5,001人～6,000人	2,195
6,001人～7,000人	2,480
7,001人以上	2,802m <sup>2</sup> に、7,001人を超える 1,000人ごとに285m <sup>2</sup> を加えた 面積

### (2) 炊飯給食施設

(単位 : m<sup>2</sup>)

児童等の数	基準面積
500人以下	25
501人～1,000人	34
1,001人～2,000人	43
2,001人～3,000人	55
3,001人～4,000人	66
4,001人～5,000人	78
5,001人～6,000人	89
6,001人～7,000人	101
7,001人以上	112m <sup>2</sup> に、7,001人を超える 1,000人ごとに12m <sup>2</sup> を加えた 面積

(注) 原則として炊飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合

(増築含む。) に対象とする。

### (3) アレルギー対策室

(単位 : m<sup>2</sup>)

児童等の数	基準面積
500人以下	4
501人～1,000人	7
1,001人～2,000人	14
2,001人～3,000人	21
3,001人～4,000人	28
4,001人～5,000人	35

5,001人～6,000人	42
6,001人～7,000人	50
7,001人以上	50

## 第2 敷地の規模

敷地の適正規模は、次のとおりとする。

- 1 当該学校給食施設が独立した建物として設置される場合又は校舎・屋内運動場の建物内に併設される場合は、上記1により算定した学校給食施設の延面積と相手方利用計画による学校給食施設の延面積のいずれか小さい方の延面積の3倍以内で財務局長等が地方の実情を勘案して定める。
- 2 当該学校給食施設が寄宿舎の建物に併設される場合は、上記1により算定した学校給食施設の延面積と相手方利用計画による学校給食施設の延面積のいずれか小さい方の延面積の2倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

## 別紙10 職業能力開発校等の適正規模基準

### 第1 建物の規模

次に掲げる基準により算定する。

(単位 : m<sup>2</sup>)

規模	専攻科	訓練系		園芸サービス系		金属材料系		金属加工系	
		園芸科	造園科	鋳造科	鍛造科	塑性加工科	溶接科	構造物鉄工科	
30人を1訓 練単位として 訓練を行う場 合	1年制	442	462	711	809	808	678	803	
	2年制	700	620	946	1,136	1,095	837	1,027	
50人を1訓 練単位として 訓練を行う場 合	1年制	628	678	880	1,033	1,047	938	1,064	
	2年制	888	838	1,236	1,428	1,375	1,089	1,400	

訓練系	機械系
-----	-----

規模	訓練 期間	専攻科	機械 加工 科	精密 加工 科	機械 製図 科	機械 技術 科
30人を1訓練 単位として訓練 を行う場合	1年制	1,148	1,149	295	1,115	
	2年制	1,487	1,393	440	1,454	
50人を1訓練 単位として訓練 を行う場合	1年制	1,531	1,483	472	1,498	
	2年制	1,929	1,768	721	1,896	

規模	訓練 期間	専攻科	電気・電子系					
			電気機 器科	電子機 器科	電気通 信設備 科	電気製 図科	コンピ ュータ 制御科	製造設 備科
30人を1訓練 単位として訓練 を行う場合	1年制	765	593	498	295	415	821	
	2年制	929	750	583	440	615	1,013	
50人を1訓練 単位として訓練 を行う場合	1年制	1,001	879	682	472	592	1,162	
	2年制	1,177	1,115	833	721	738	1,378	

規模	訓練 期間	専攻科	電力系			
			電気工 事科	送配電 科	電気設 備管理 科	電気設 備科
30人を1訓練 単位として訓練 を行う場合	1年制	665	752	765	645	
	2年制	871	778	1,014	929	
50人を1訓練 単位として訓練 を行う場合	1年制	949	1,118	1,001	864	
	2年制	1,127	1,146	1,232	1,120	

訓練系		第一種自動車系	第二種自動車系		航空機系	精密機器系		製材機械系
規模	専攻科		自動車整備科	自動車車体整備科		航空機整備科	計測機器製造科	
30人を1訓練 単位として訓練を行う場合	1年制	885	1,214	1,134	6,261	445	225	751
	2年制	1,214	—	1,134	6,324	602	225	1,021
50人を1訓練 単位として訓練を行う場合	1年制	1,154	1,555	1,475	6,998	627	335	972
	2年制	1,555	—	1,475	7,061	863	335	1,346

訓練系		機械整備系		縫製機械系	製織系	染色系	アパレル系	
規模	専攻科	建設機械整備科	農業機械整備科				洋裁科	縫製科
30人を1訓練 単位として訓練を行う場合	1年制	1,205	555	412	582	645	448	418
	2年制	1,650	865	432	724	913	548	645
50人を1訓練	1年制	1,574	846	681	801	979	615	632

単位として訓練を行う場合	2年制	2,118	1,120	705	990	1,221	758	913
--------------	-----	-------	-------	-----	-----	-------	-----	-----

規模	訓練期間	訓練系	アパレル系		裁縫系	木材加工系		紙加工系
		専攻科	洋服科	ニット科	和裁科	木型科	木工科	紙器製造科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	408	378	215	883	904	372	
	2年制	518	488	285	893	1,227	482	
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	565	535	312	1,209	1,242	602	
	2年制	698	668	403	1,225	1,560	668	

規模	訓練期間	訓練系	印刷・製本系		デザイン系		プラスチック系	レザーアップ系
		専攻科	製版・印刷科	製本科	広告美術科	工業デザイン科及び商業デザイン科	プラスチック製品成形科	靴製造科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	522	425	628	375	588	413	

練習単位として訓練を行う場合	2年制	765	455	845	505	792	555
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	690	622	882	576	799	582
	2年制	998	660	1,106	724	1,020	728

規模	訓練期間	専攻科	訓練系	通信系	ガラス加工系	窯業製品系	石材系	食品加工系
			電気通信科	ガラス製品製造科	陶磁器製造科	石材加工科	パン・菓子製造科	食肉加工科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	481	642	825	693	239	726	
	2年制	661	895	1,175	893	289	836	
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	682	882	1,152	998	328	920	
	2年制	909	1,103	1,483	1,398	404	1,046	

規模	訓練期間	専攻科	建築施工系						建築外装系
			木造建築科	プレハブ建築科	枠組壁建築科	鉄筋コンクリート施工科	とび科	建築設計科	
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	597	777	567	553	625	295	422	
	2年制	798	928	768	840	925	440	510	

う場合								
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	915	1,045	865	909	989	472	542
	2年制	1,083	1,243	1,033	1,048	1,143	721	603

規模	訓練期間	訓練系		建築内装系		建築仕上系		設備施工系		
		専攻科		インテリア・サービス科	表具科	左官・タイル施工科	プロック施工科	冷凍空調設備科	配管科	住宅設備機器科
		1年制	2年制							
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	722	458	432	467	736	628	628		
	2年制	872	565	590	623	822	825	825		
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	909	602	622	655	854	849	849		
	2年制	1,060	743	773	810	1,055	1,110	1,110		

規模	訓練期間	訓練系		土木系		設備管理・運転系		揚重運搬機械運転系		
		専攻科		土木施工科	測量・設計科	ボイラ一運転科	ビル管理理科	クレーン運転科	建設機械運転科	港湾荷役科
		1年制	2年制							
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	447	215	220	485	1,294	464	739		
	2年制	597	238	220	495	1,322	474	1,034		

う場合								
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	629	355	300	682	1,534	720	1,066
	2年制	820	388	300	698	1,575	736	1,597

訓練系 専攻科 規模	化学系		工芸系					
	訓練 期間	化学分析科	公害検査科	木材工芸科	竹工芸科	漆器科	貴金属・宝石科	印章彫刻科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	460	547	605	498	289	418	205
	2年制	600	687	787	750	299	515	215
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	642	759	809	749	439	552	317
	2年制	736	853	1,005	1,065	455	653	333

訓練系 専攻科 規模	塗装系			義肢・ 装具系	
	訓練 期間	金属塗装科	建築塗装科	木工塗装科	義肢・ 装具科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	890	740	770	602
	2年制	1,107	957	987	890

う場合					
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,164	1,014	1,044	896
	2年制	1,370	1,220	1,250	1,206

訓練系		オフィスビジネス系					流通ビジネス系
専攻科		電話交換科	OA事務科	経理事務科	一般事務科	貿易事務科	ショップマネジメント・流通マネジメント科
規模	期間						
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	175	385	180	225	195	227
	2年制	185	560	250	295	285	297
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	287	557	278	353	302	364
	2年制	303	818	394	469	438	460

訓練系	社会福祉系	理・美容系	接客サービス系	
専攻科	介護サービス科	理容科	美容科	ホテル・旅館・レストラン科
訓練				観光ビジネス科
規模	期間			

30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,105	250	250	291	207
	2年制	—	—	—	397	267
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,796	410	410	464	334
	2年制	—	—	—	628	420

規模	訓練期間	訓練系	調理系	保健医療系	メカトロニクス系	第1種情報処理系
		専攻科	日本・中国・西洋料理科	臨床検査科	メカトロニクス科	OAシステム・ソフトウェア管理・データベース管理科
		訓練				
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	475	736	1,695		455
	2年制	535	—	1,695		465
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	597	972	2,370		692
	2年制	673	—	2,370		705

規模	訓練期間	訓練系	第2種情報処理系
		専攻科	プログラム設計・システム設計・データベース設計科
		訓練	
30人を1訓練	1年制		455

単位として訓練を行う場合	2年制	465
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	692
	2年制	705

訓練系 専攻科 規模	機械システム系			電気・電子システム系		
	生産技術科	制御技術科・精密電子機械科・メカトロニクス技術科	産業機械科	電気技術科	電子技術科	電気エネルギー制御科
	20人を1訓練単位として訓練を行う場合	1,785	1,830	2,035	835	835
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	2,288	2,338	2,528	1,638	1,618	1,718

訓練系 専攻科 規模	生産システム技術系					輸送機械整備技術系	テキスタイル技術系
	生産電気システム技術科	生産機械システム技術科	生産電子システム技術科	生産情報システム技術科	生産電子情報システム技術科	航空機整備科	染織技術科
	20人を1訓練単位として訓練を行う場合	985	1,395	835	895	745	4,090
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	1,925	1,868	1,608	1,568	1,608	4,788	2,473

訓練系	服飾技術系	食品製造技術系	居住システム系	居住建築システム技術系
-----	-------	---------	---------	-------------

専攻科 規模	アパレル技術科	和裁技術科	製パン・製菓技術科	住居環境科	建築科 ・建築物仕上科	建築設備科	インテリア科	建築施工システム技術科
20人を1訓練単位として訓練を行う場合	498	205	184	1,230	1,240	1,130	1,335	2,110
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	772	328	328	2,208	2,268	2,078	2,488	3,748

訓練系 専攻科 規模	化学システム系		エネルギー技術系	デザインシステム系	ビジネス技術系
	環境化学科	産業化学科	原子力科	産業デザイン科	ビジネススマネジメント科
20人を1訓練単位として訓練を行う場合	760	760	1,395	1,160	305
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	1,078	1,078	1,795	2,063	588

訓練系 専攻科	物流システム系		接客サービス技術系	調理技術系	情報システム系		電子情報制御システム系
	港湾	物流	ホテル	調理技	情報	情報	電子情報

規模	流通科	情報科	ビジネス科	術科	技術科	処理科	技術科
20人を1訓練単位として訓練を行う場合	995	945	485	475	515	515	535
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	1,663	1,573	935	597	915	915	955

## 第2 敷地（屋外実習場）の規模

1 屋外運動場を設置する場合には、次の割合により算定した面積を加算することができる。

(1) 訓練生の数が100人以下の場合

訓練生1人につき30平方メートル

(2) 訓練生の数が100人を超える場合

訓練生の数が101人から500人までであるときは100人を超える1人につき10平方メートル、訓練生の数が500人を超えるときは、500人を超える1人につき3平方メートルとしてそれぞれ計算して得た面積を上記1に掲げる面積に加えたものとすること。

2 運転施工実習場又は屋外実習場を設置する場合には、次の表に掲げる面積を加算することができる。

(単位 : m<sup>2</sup>)

訓練系	専攻系	訓練期間	規模	
			30人を1単位として訓練する場合	50人を1単位として訓練する場合
園芸サービス系	園芸科	1年制	450	750
		2年制	800	1,330
	造園科	1年制	450	750
		2年制	800	1,330
機械整備系	建設機械整備科	1年制	3,000	3,000
		2年制	3,000	3,000
土木系	土木施工科	1年制	10,000	15,000
		2年制	15,000	20,000
揚重運搬機械運転	クレーン運転科	1年制	5,000	8,000
		2年制	5,000	8,000

系	建設機械	1年制	6,000	10,000
	運転科	2年制	6,000	10,000
	港湾荷役科	1年制	5,000	8,000
		2年制	8,000	10,000

(単位 : m<sup>2</sup>)

訓 練 系	専 攻 系	規模	
		20人を1訓練単位と して訓練する場合	40人を1訓練単位と して訓練する場合
物流シス テム系	港湾 流通科	5,000	8,000
	物流 情報科	5,000	8,000

## 別添

### 「計算例」 I

一区画の土地に3条施設の用に供される施設が別棟として、2棟以上建設される場合  
(通達記の第1の2の(1)の口のii)

## 1. 事例

- (1) 売払対象物件 土地 1, 200m<sup>2</sup>  
(2) 相手方利用計画 A棟 幼稚園  
B棟 保育所

## 2. 適正規模等の計算

- (1) 各施設ごとに算定した適正規模等

	適正規模	準適正規模
A棟	300	150
B棟	400	200

- (2) 適正規模等

$$\begin{aligned} \text{適正規模} &= 300 + 400 = 700 \text{m}^2 \\ \text{準適正規模} &= 150 + 200 = 350 \text{m}^2 \\ \text{時価売払いの面積} &= 1,200 - (700 + 350) = 150 \text{m}^2 \end{aligned}$$

(注) ① 上記事例においてA棟、B棟の敷地が利用計画図等により明確に敷地面積が区分され、かつ完全に別々に機能していると見られる場合は、各施設の用に供される区画ごとに適正規模等を決定すること。

なお、その他の場合については、各施設にかかる敷地の適正規模面積の合計として差支えない。

② 本計算例は、建物の敷地についての設例であり、運動場、作業場等については考慮していない。従って併設される施設に、運動場、作業場等を設ける場合には、別途計算すること。（以下「計算例」において同じ。）

## 「計算例」 II ~ a

1棟の建物に2以上の3条施設が併設される場合で、設置者が同一の場合（通達記の第1の2の(1)の口のiiiのa）

## 1. 事例

- (1) 売払対象物件 土地 3, 500m<sup>2</sup>  
(2) 相手方の利用計画

(単位 : m<sup>2</sup>)

階別	施設別			
	公営住宅	幼稚園	保育所	計
4~10	2, 240			2, 240
3		320		320

2		320		320
1			320	320
計	2, 240	640	320	3, 200

## 2. 適正規模等の計算

併設される施設のうち主たる施設は公営住宅であるので、公営住宅の場合の算定基準（※）を適用して算定する。

（※）建面積（320m<sup>2</sup>）に20分の100を乗じたもの。

$$\text{適正規模} \quad 320 \times 100 / 20 = 1,600 \text{ m}^2$$

$$\text{準適正規模} \quad 1,600 \times 0.5 = 800 \text{ m}^2$$

$$\text{時価売払いの面積} \quad 3,500 - (1,600 + 800) = 1,100 \text{ m}^2$$

- （注）① 1棟の建物に併設される各3条施設のうち、いずれが主たる施設であるかの判定は、専用部分の建物の延床面積によることとし、その最大のものを主たる施設とすることを基本とする。
- ② 併設施設の敷地の適正規模の認定基準が同一である場合（例えば、保育所及び児童館のように併設施設の全てが建面積を基に敷地の規模面積を算定する場合）には、併せて、一つの施設とみなして取扱うものとする。
- ③ 適正規模及び準適正規模算定にあたっては、小数点以下第3位切り捨て。

## 「計算例」Ⅱ～b

1棟の建物に2以上の3条施設が併設される場合で、設置者が異なる場合（通達記の第1の2の（1）の口のiiiのb）

### 1. 事例

「計算例」Ⅱ～aの1に掲げる事例の場合で設置者が、公営住宅は県、幼稚園及び保育所は市とする。

## 2. 適正規模等の計算

「計算例」Ⅱ～aの2によって算定した全体の適正規模等の面積に、公営住宅又は幼稚園及び保育所に係る規模率をそれぞれ乗じて得た面積をもって、各設置者ごとの適正規模等の面積とする。

### （1）規模率の算定

規模率は、各施設ごとの床面積を基準として次により計算する。

## イ. 算定式

$$\text{公営住宅の規模率} = A / (A+B)$$

$$\text{幼稚園及び保育所の規模率} = B / (A+B)$$

### 記号の説明

A : 公営住宅の床面積（m<sup>2</sup>未満は、四捨五入以下同じ。）

B : 公営住宅以外の3条施設の床面積

(注) ① 共用部分の床面積は、当該建物全体の各施設ごとの専用部分の延面積の割合によって各階ごとにあん分する。

ただし、同一階に設置者の異なる複数の3条施設又は3条施設とそれ以外の施設がある場合には

- ・共用部分が明確にその階のうちの1つの施設の用にのみ供するものと区分できる場合には、当該施設の専用部分と算定
- ・同一階内では各施設の専用部分と明確に区分できないが、同一階内の各施設のみの共用部分として区分可能な場合には、建物全体ではなく、各階ごと各施設の専用部分の延面積の割合によってあん分する。

② 屋上は、原則として規模率算定の対象としないものとするが、特定の用途（例えば、消防用の望楼の基礎）に供される場合で、財務局長等が特に必要があると認めるときは、対象とすることができる。

## ロ. 規模率の計算例

$$\text{公営住宅の規模率} = A / (A+B)$$

$$= 2,240 /$$

$$(2,240 + 320 + 320 + 320)$$

$$= 2,240 / 3,200$$

$$= 0.7$$

$$\text{幼稚園及び保育所の規模率} = B / (A+B)$$

$$= (320 + 320 + 320) /$$

$$(2,240 + 320 + 320 + 320)$$

$$= 960 / 3,200$$

$$= 0.3$$

(注) 規模率は、小数点以下第4位を四捨五入する。

## (2) 適正規模等の計算

### イ. 公営住宅（相手方、県）に係るもの

適正規模	$1,600 \times 0.7 = 1,120 \text{m}^2$
準適正規模	$800 \times 0.7 = 560 \text{m}^2$
時価売払いの面積	$1,100 \times 0.7 = 770 \text{m}^2$

### ロ. 幼稚園及び保育所（相手方、市）に係るもの

適正規模	$1,600 \times 0.3 = 480 \text{m}^2$
準適正規模	$800 \times 0.3 = 240 \text{m}^2$
時価売払いの面積	$1,100 \times 0.3 = 330 \text{m}^2$

(注) ① 売払対象物件の面積が併設建物の全体を1施設とみなして算定した  
仮の計算上の適正規模等の面積を下まわる場合には、売払対象物件の  
面積の範囲内で全体の仮の適正規模等の面積を定め、これに規模率を  
乗じて算定する。

(1棟の併設建物において、設置者が異なる場合又は3条施設とそれ  
以外の施設が併設される場合等、適正規模の算定に当り、規模率を  
使用する場合において、以下同じ。)

この場合の算定方法は以下A及びBの例による。

#### A. 売払対象物件 土地 $2,000 \text{m}^2$ と仮定する。

売払対象物件 $2,000 \text{m}^2$ のうち $1,600 \text{m}^2$ は適正規模にあて、  
残 $400 \text{m}^2$ を準適正規模とする。

#### 適正規模等の計算

##### イ. 公営住宅（相手方、県）に係るもの

適正規模  $1,600 \times 0.7 = 1,120 \text{m}^2$

準適正規模  $400 \times 0.7 = 280 \text{m}^2$

##### ロ. 幼稚園及び保育所（相手方、市）に係るもの

適正規模  $1,600 \times 0.3 = 480 \text{m}^2$

準適正規模  $400 \times 0.3 = 120 \text{m}^2$

#### B. 売払対象物件 土地 $1,500 \text{m}^2$ と仮定する。

この場合は、売払対象物件の面積が仮の適正規模の面積の範囲内  
であるから、全て適正規模となり準適正規模はない。

#### 適正規模等の計算

##### イ. 公営住宅（相手方、県）に係るもの

適正規模  $1,500 \times 0.7 = 1,050 \text{m}^2$

口. 幼稚園及び保健所（相手方、市）に係るもの

適正規模  $1,500 \times 0.3 = 450 \text{ m}^2$

- ② 設例において、仮に、保育所が無償貸付の対象になる場合であっても、その敷地部分のみを貸付け、その他の部分を売払うという方法はとらないものとする。
- ③ 規模率を乗じた適正規模等の算定にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入する。

### 「計算例」Ⅲ

1棟の建物に、3条施設とそれ以外の施設が併設される場合（通達記の第1の2の（1）の口のiv）

（その1）

1棟の建物に3条施設と時価対象施設とが併設される場合

#### 1. 事例

（1）売払対象物件 土地  $800 \text{ m}^2$

（2）相手方利用計画

（単位： $\text{m}^2$ ）

階別	施設別		
	児童館（減額）	市庁舎（時価）	計
3	240		240
2	180	60	240
1		240	240
計	420	300	720

#### 2. 適正規模等の計算

（1）建物の全体が児童館の用に供されるものとして、へき地診療所の場合の基準を適用して全体の敷地の仮の適正規模等を算定する。

仮の適正規模  $217.6 \times 10 / 6 = 362.66 \text{ m}^2$

仮の準適正規模  $362.66 \times 0.5 = 181.33 \text{ m}^2$

（注）① 相手方の利用計画による建物の建面積（ $240 \text{ m}^2$ ）が児童館（小型）にかかる建物の適正規模の面積（ $217.6 \text{ m}^2$ ）を超えているので、敷地の仮の適正規模等は、上記のとおり算定することになる。  
(通達の別表の「へき地診療所」の場合の建物敷地の適正規模認定基準の（注）参照)

(2) 建蔽率は、60%と仮定。

(2) 規模率の算定

イ. 算定式

$$\text{児童館の規模率} = B \div (B+D)$$

記号の説明

B : 計算例Ⅱ～bの2の(1)のイに同じ

D : 時価対象施設のうち公的施設で営利を目的としないものの床面積

(注) 計算例Ⅱ～bの2の(1)のイの(注)①及び②に同じ

ロ. 規模率の計算例

$$\begin{aligned}\text{児童館の規模率} &= B \div (B+D) \\ &= (180 + 240) \div \\ &\quad (180 + 240 + 240 + 60) \\ &= 420 \div 720 = 0.5833 \approx 0.583\end{aligned}$$

(3) 適正規模等の計算

$$\text{適正規模 } 362.66 \times 0.583 = 211.43 \text{ m}^2$$

$$\text{準適正規模 } 181.33 \times 0.583 = 105.72 \text{ m}^2$$

(その2)

1棟の建物に3条施設、無償対象施設及び時価対象施設が併設される場合

1. 事例

(1) 貸付対象物件 土地 2,000 m<sup>2</sup>

(2) 相手方の利用計画

(単位: m<sup>2</sup>)

階別	施 設 別				
	幼稚園 (減額)	児童館 (減額)	保育所 (無償)	市庁舎 (時価)	計
3	300	200		100	600
2	300		300		600
1			600		600

計	600	200	900	100	1, 800
---	-----	-----	-----	-----	--------

## 2. 適正規模等の計算

### (1) 建物の適正規模

幼稚園	307 m <sup>2</sup>	}
児童館（小型）	217. 6 m <sup>2</sup>	
保育所	900 m <sup>2</sup>	

計 1, 424. 6 m<sup>2</sup>

### (2) 建物全体の敷地の仮の適正規模等

併設される各施設のうち、主たる施設は保育所及び児童館（計算例のⅡ～aの2の（注）の①、②参照）であるから、建物の全体が保育所又は児童館の用に供されるものとしてへき地診療所の場合の基準を適用し、全体の敷地の仮の適正規模等を算定する。即ち、相手方の利用計画による建物の建面積（600 m<sup>2</sup>）が、幼稚園、児童館及び保育所の建物の適正規模を合算した面積（1, 424. 6 m<sup>2</sup>）を下回っているので、当該利用計画による建物の建面積を基準として、次のとおり計算する。

$$\text{適正規模} \quad 600 \times 10 / 6 = 1, 000 \text{ m}^2$$

$$\text{準適正規模} \quad 1, 000 \times 0.5 = 500 \text{ m}^2$$

### (3) 規模率の算定

#### イ. 算定式

$$\text{幼稚園及び児童館の規模率} = B / (B+C+D)$$

$$\text{保育所の規模率} = C / (B+C+D)$$

#### 記号の説明

B : 計算例Ⅱ～bの2の（1）のイに同じ

D : 計算例Ⅲ（その1）の2の（3）のイに同じ

C : 無償対象施設の床面積

（注）計算例Ⅱ～bの2の（1）のイの（注）①及び②に同じ

### ロ. 規模率の計算

$$\text{幼稚園及び児童館の規模率} = B / (B+C+D)$$

$$= (300 + 500) /$$

$$\begin{aligned}
 & (300 + 500 + 600 + 300 + 100) \\
 & = 800 / 1,800 \\
 & = 0.4444 \approx 0.444
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{保育所の規模率} & = C / (B+C+D) \\
 & = (600 + 300) / \\
 & \quad (300 + 500 + 600 + 300 + 100) \\
 & = 900 / 1,800 = 0.5
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{時価貸付の規模率} & = 1 - (\text{幼稚園及び児童館の規模率} + \text{保育所の規模率}) \\
 & = 1 - (0.444 + 0.5) = 0.056
 \end{aligned}$$

#### (4) 減額貸付等の面積の計算

##### イ. 減額貸付（幼稚園及び児童館）面積

$$\begin{aligned}
 \text{適正規模} & 1,000 \times 0.444 = 444 \text{ m}^2 \\
 \text{準適正規模} & 500 \times 0.444 = 222 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

##### ロ. 無償貸付（保育所）面積

$$(1,000 + 500) \times 0.5 = 750 \text{ m}^2$$

##### ハ. 時価貸付（市庁舎）面積

$$1,500 \times 0.056 = 84 \text{ m}^2$$

#### 「計算例」IV

地形狭長等単独利用困難な土地（以下「単困財産」という。）を譲渡等する場合の具体的な取扱いは次のとおりとする。

#### (1) 普通財産のすべてが単困財産の場合

当該3条施設にかかる適正規模・準適正規模を算出のうえ、その範囲内で減額譲渡等を行うこととする。

$$\begin{aligned}
 \text{普通財産} & 500 \text{ m}^2 \text{ (すべて単困財産)} \\
 \text{相手方保有地} & 1,700 \text{ m}^2 \\
 \text{適正規模} & 1,000 \text{ m}^2 \\
 \text{準適正規模} & 500 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

この場合、普通財産は次のとおり区分される。

普通財産	相手方保有地
------	--------

500	1,700	
適正規模	準適正規模	
1,000	500	

したがって、普通財産500m<sup>2</sup>は適正規模の減額率を適用できる。

(注) 平成14年3月29日付蔵理第1169号「優遇措置の取扱いについて」通達に留意すること。

(2) 普通財産が単困財産とそれ以外のもの（未利用地等）の場合

当該3条施設にかかる適正規模・準適正規模を算出のうえ、単困財産については、その範囲内で減額譲渡等を行うこととし、それ以外のもの（未利用地等）については、別途本通達記の第1の2の（1）のハのiii「普通財産と相手方保有財産とを一体として3条施設に供する場合」によるものとする。

普通財産	2,200m <sup>2</sup>
(うち単困財産	400m <sup>2</sup> )
相手方保有地	1,400m <sup>2</sup>
適正規模	1,000m <sup>2</sup>
準適正規模	500m <sup>2</sup>

図① 単困財産の部分

単困財産		
400		
適正規模	準適正規模	
1,000	500	

この場合、上記（1）「普通財産のすべてが単困財産の場合」に基づき算出する。

図② 未利用地等の部分

相手方保有地（※）		未利用地等
1,400		1,800
適正規模	準適正規模	時価
1,000	500	1,700

※相手方保有地には、単困財産を含まない。

この場合、単困財産とは別に本通達記の第1の2の(1)のハのiii「普通財産と相手方保有財産とを一体として3条施設に供する場合」に基づき算出する。

したがって、本事例の場合は次のとおりとなる。

適正規模の減額率を適用できる普通財産 400m<sup>2</sup>

(単困財産 400m<sup>2</sup>+未利用地等 0m<sup>2</sup>)

準適正規模の減額率を適用できる普通財産 100m<sup>2</sup>

(単困財産 0m<sup>2</sup>+未利用地等 100m<sup>2</sup>)

時価による譲渡等となる普通財産 1,700m<sup>2</sup>

(注) 平成14年3月29日付財理第1169号「優遇措置の取扱いについて」通達に留意すること。

#### 「計算例」 V

土地に付随する工作物の減額規模及び減額率

イ. 土地の評価格 1,000万円 売払価格 580万円

	(減額前)	(減額後)
5割減額対象分	600万円	300万円
4割 "	300 "	180 "
時価対象分	100 "	100 "

ロ. 工作物の評価格 100万円 売払価格 58万円

	(減額前)	(減額後)
5割減額対象分	$100 \times 6 / 10 = 60$ 万円	30万円
4割 "	$100 \times 3 / 10 = 30$ "	18 "
時価対象分	$100 \times 1 / 10 = 10$ "	10 "

# 看護小規模多機能型居宅介護の推進について

(参考資料)  
全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議  
(H31.3.19) 老人保健課資料より一部改変

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、第7期介護保険事業計画の介護サービス量の見込みにおいて、平成29年度実績値に対して平成32年度には約172%の増加が推計されています。未利用国有地の減額貸付等を活用いただき、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備計画の検討と整備の推進をお願いします。
- また、事業所の開設や運営等に係る適切な支援やサービスに関する住民や介護支援専門員、事業者への一層の普及啓発もお願いします。

## 第7期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

	平成29(2017)年度 実績値 ※1	平成32(2020)年度 推計値 ※2	平成37(2025)年度 推計値 ※2
○ 介護サービス量			
在宅介護	343万人	378万人 (10%増)	427万人 (24%増)
うちホームヘルプ	110万人	122万人 (11%増)	138万人 (26%増)
うちデイサービス	218万人	244万人 (12%増)	280万人 (28%増)
うちショートステイ	39万人	43万人 (9%増)	48万人 (23%増)
うち訪問看護	48万人	59万人 (22%増)	71万人 (47%増)
うち小規模多機能	10万人	14万人 (32%増)	16万人 (55%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	1.9万人	3.5万人 (84%増)	4.6万人 (144%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	0.8万人	2.1万人 (172%増)	2.9万人 (264%増)

※1)2017年度の数値は介護保険事業状況報告(平成29年12月月報)による数値で、平成29年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。

在宅介護の総数は、便宜上、同報の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。

在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護(予防給付、総合事業への移行分は含まない)。なお、予防給付を含んだ場合は、119万人)、訪問リハ(予防給付を含む。)、

夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護(予防給付、総合事業への移行分は含まない)。なお、予防給付を含んだ場合は229万人)、通所リハ(予防給付を含む。)、

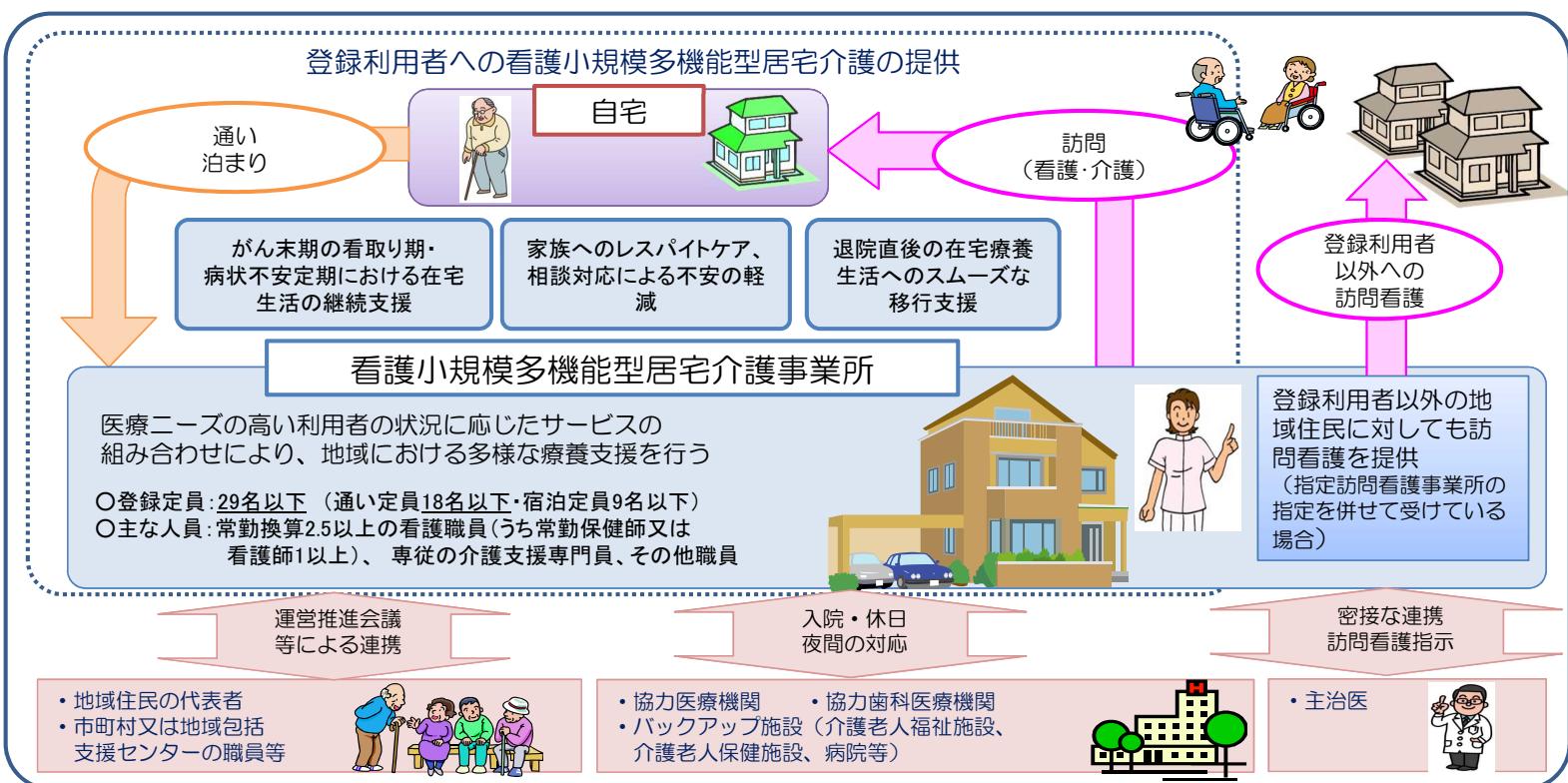
認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。ショートステイは、短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。)の合計値。

居住系サービスの特定施設及び介護施設の特徴は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2)平成32(2020)年度及び平成37(2025)年度の数値は、全国の保険者が作成した第7期介護保険事業計画における推計値を集計したもの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

## 看護小規模多機能型居宅介護の概要



- 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。  
※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。

## 無料低額老健事業の概要

- 社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な介護サービスを受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用する事業
- 第二種社会福祉事業として位置づけられており、実施する施設に対して、法人形態によっては、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

[参照条文] 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用する事業

【対象者】 低所得者、被保護者等の生計困難者

【主な基準】 以下の者の合計入所者数（延数）が、取扱総入所者数（延数）の10%以上であること

・ 生活保護法による保護を受けている者（生活保護入所者）

・ 無料又は介護保健施設サービス費用の10%以上の減額を受けた者（減免入所者）

※具体的な減免方法（対象者、減免額含む）は、各施設が関係機関（都道府県、社協等）との協議の上決定

実績数（平成29年度実績）

【施設数】

625施設

(法人種別)

社会福祉法人	513	医療法人	83
一般社団・財団法人	6	医療生協	9
公益社団・財団法人	9	その他	5

【入所者数（延べ数）】

事業対象入所者 2,223,272人

## 無料低額老健事業の基準

社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用する事業について（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長・老健局長通知）（抜粋）

### 第一 無料又は低額介護老人保健施設利用事業の基準

無料又は低額介護老人保健施設利用事業を行う者は、次の項目を遵守すること。

1. 生計困難者を対象とする費用の減免方法を定めて、これを明示すること。
2. 利用料は、周辺の介護老人保健施設と比べて入所者等に対し、過重な負担とならない水準のものであること。
3. 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は介護保健施設サービスに要した費用（介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた入所者の延数が入所者の総延数の10%以上であること。
4. 通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を実施すること。
5. 家族相談室又は家族介護室を設け、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための相談員を設置すること。

遵守項目